

情報連携可能な事務手続の一覧及び 省略可能な書類（年金関係手続） （R4.10.31時点）

（注）

- ※ 情報連携の対象とならない情報の確認等のため、事務によっては引き続き提出をお願いする添付書類がある場合もある。
- ※ 「左記情報を確認するために従来必要だった添付書類」については、各地方公共団体・行政機関において取扱いが異なる場合があるので、個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を確認する必要がある。

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
ID認証・マイナンバー担当

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1	1	1- 2ニ	1-75	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
2	1	1- 2ニ	1-76	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
3	1	1- 2ニ	1-77	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
4	1	1- 2ハ	1-78	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
5	1	1- 2ロ	1-79	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
6	2	2- 12ニ	2-416	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定（日本年金機構への照会）	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
7	2	2- 13ニ	2-417	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認（日本年金機構への照会）	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
8	2	2- 4ハ	2-418	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の支給決定（日本年金機構への照会）	全国健康保険協会の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
9	2	2- 7	2-419	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の併給調整（日本年金機構への照会）	傷病手当金の給付を受ける者が、同一の疾病等により他の給付を受ける場合に、給付調整を行う手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
10	2	2- 19ニ	2-420	日雇特例被保険者の被扶養者の認定（日本年金機構への照会）	日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
11	2	2- 4ハ	2-421	日雇特例被保険者の傷病手当金の支給決定（日本年金機構への照会）	日雇特例被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
12	3	3- 13ニ	2-422	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定（日本年金機構への照会）	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
13	3	3- 5ハ	2-423	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定（日本年金機構への照会）	健康保険組合の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
14	3	3- 8	2-424	健康保険組合被保険者の傷病手当金の併給調整（日本年金機構への照会）	傷病手当金の給付を受ける者が、同一の疾病等により他の給付を受ける場合に、給付調整を行う手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
15	3	3- 21	2-425	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認（日本年金機構への照会）	被保険者として、特定健康保険組合に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
16	3	3- 14ニ	2-426	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認（日本年金機構への照会）	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
17	2	2- 12ニ	2-427	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
18	2	2- 12ニ	2-428	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

[illegible]

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
36	3	3- -13ニ	2-446	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
37	3	3- -13ニ	2-447	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
38	3	3- -14ニ	2-448	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認（国家公務員共済組合連合会への照会）	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
39	3	3- -14ニ	2-449	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
40	3	3- -14ニ	2-450	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
41	3	3- -5ハ	2-451	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定（国家公務員共済組合連合会への照会）	健康保険組合の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
42	3	3- -5ハ	2-452	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	健康保険組合の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
43	3	3- -5ハ	2-453	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	健康保険組合の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
44	3	3- -8	2-454	健康保険組合被保険者の傷病手当金の供給調整（国家公務員共済組合連合会への照会）	傷病手当金の給付を受ける者が、同一の疾病等により他の給付を受ける場合に、給付調整を行う手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
45	3	3- -8	2-455	健康保険組合被保険者の傷病手当金の供給調整（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	傷病手当金の給付を受ける者が、同一の疾病等により他の給付を受ける場合に、給付調整を行う手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
46	3	3- -8	2-456	健康保険組合被保険者の傷病手当金の供給調整（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	傷病手当金の給付を受ける者が、同一の疾病等により他の給付を受ける場合に、給付調整を行う手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
47	3	3- -21	2-457	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認（国家公務員共済組合連合会への照会）	被保険者として、特定健康保険組合に加入するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
48	3	3- -21	2-458	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	被保険者として、特定健康保険組合に加入するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
49	3	3- -21	2-459	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	被保険者として、特定健康保険組合に加入するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
50	2	2- -12ヘ	2-465	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	
51	2	2- -13ヘ	2-466	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
52	2	2- -19へ	2-467	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	
53	3	3- -13へ	2-468	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	
54	3	3- -14へ	2-469	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	
55	2	2- -12ト	2-470	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	
56	2	2- -13ト	2-471	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	
57	2	2- -19ト	2-472	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	
58	3	3- -13ト	2-473	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	
59	3	3- -14ト	2-474	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	
60	4	4- -2ニ	3-54	船員保険の被保険者の被扶養者の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	被扶養者として、船員保険に加入するための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	
61	4	4- -2ニ	3-55	船員保険の被保険者の被扶養者の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	被扶養者として、船員保険に加入するための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	
62	4	4- -2ニ	3-56	船員保険の被保険者の被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	被扶養者として、船員保険に加入するための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	
63	4	4- -2ハ	3-57	船員保険の被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、船員保険に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
64	4	4- -2ロ	3-58	船員保険の被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、船員保険に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
65	6	6- -17	4-251	船員保険法（昭和14年法律第73号）による年金である給付（障害年金、障害手当金）の支給決定（日本年金機構への照会）	船員保険の被保険者が障害年金又は障害手当金の支給を受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	
66	6	6- -17	4-252	船員保険法（昭和14年法律第73号）による年金である給付（障害年金、障害手当金）の支給決定（国家公務員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者が障害年金又は障害手当金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	
67	6	6- -17	4-253	船員保険法（昭和14年法律第73号）による年金である給付（障害年金、障害手当金）の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者が障害年金又は障害手当金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
68	6	6- 17	4-254	船員保険法（昭和14年法律第73号）による年金である給付（障害年金・障害手当金）の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	船員保険の被保険者が障害年金又は障害手当金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
69	6	6- 7口	4-255	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金）（日本年金機構への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が遺族年金の支給を受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
70	6	6- 7口	4-256	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金）（国家公務員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が遺族年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
71	6	6- 7口	4-257	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金）（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が遺族年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
72	6	6- 7口	4-258	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金）（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が遺族年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
73	6	6- 7口	4-259	遺族年金の後順位者への支給決定（日本年金機構への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が後順位者として遺族年金の支給を受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
74	6	6- 7口	4-260	遺族年金の後順位者への支給決定（国家公務員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が後順位者として遺族年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
75	6	6- 7口	4-261	遺族年金の後順位者への支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が後順位者として遺族年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
76	6	6- 7口	4-262	遺族年金の後順位者への支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が後順位者として遺族年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
77	6	6- 9ハ	4-263	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定（日本年金機構への照会）	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
78	6	6- 2口	4-264	船員保険法による療養の給付の受給等（傷病手当金の支給決定）（日本年金機構への照会）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
79	6	6- 3	4-265	傷病手当金を受給している被保険者が障害厚生年金等を受給することとなったことによる支給額の調整（日本年金機構への照会）	傷病手当金の給付を受ける者が、同一の疾病等により他の給付を受ける場合に、給付調整を行う手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
80	6	6- 16	4-266	船員保険法による療養の給付の受給等（休業手当金）の支給決定（日本年金機構への照会）	船員保険の被保険者に対して、休業手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
81	6	6- 16	4-267	船員保険法による療養の給付の受給等（休業手当金）の支給決定（国家公務員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
82	6	6- 16	4-268	船員保険法による療養の給付の受給等（休業手当金）の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
83	6	6- 16	4-269	船員保険法による療養の給付の受給等（休業手当金）の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
84	6	6- 10ハ	4-270	被扶養者に係る確認（日本年金機構への照会）	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
85	6	6-9ハ	4-272	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
86	6	6-9ハ	4-273	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
87	6	6-9ハ	4-274	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
88	6	6-2ロ	4-275	船員保険法による療養の給付の受給等（傷病手当金の支給決定）（国家公務員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
89	6	6-2ロ	4-276	船員保険法による療養の給付の受給等（傷病手当金の支給決定）（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
90	6	6-2ロ	4-277	船員保険法による療養の給付の受給等（傷病手当金の支給決定）（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
91	6	6-3	4-278	傷病手当金を受給している被保険者が障害厚生年金等を受給することとなったことによる支給額の調整（国家公務員共済組合連合会への照会）	傷病手当金の給付を受ける者が、同一の疾病等により他の給付を受ける場合に、給付調整を行う手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
92	6	6-3	4-279	傷病手当金を受給している被保険者が障害厚生年金等を受給することとなったことによる支給額の調整（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	傷病手当金の給付を受ける者が、同一の疾病等により他の給付を受ける場合に、給付調整を行う手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
93	6	6-3	4-280	傷病手当金を受給している被保険者が障害厚生年金等を受給することとなったことによる支給額の調整（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	傷病手当金の給付を受ける者が、同一の疾病等により他の給付を受ける場合に、給付調整を行う手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
94	6	6-10ハ	4-281	被扶養者に係る確認（国家公務員共済組合連合会への照会）	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
95	6	6-10ハ	4-282	被扶養者に係る確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
96	6	6-10ハ	4-283	被扶養者に係る確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
97	5	5-8ハ	4-286	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局 保険課	
98	5	5-9ハ	4-287	船員保険被保険者の被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局 保険課	
99	5	5-8ニ	4-288	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局 保険課	
100	5	5-9ニ	4-289	被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局 保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
101	7	6の2-2(6-1イ、ロ)	5-3	労働者災害補償保険法による障害（補償）等年金の請求の審査（日本年金機構への照会）	労働者が被災しその傷病が治癒後、障害補償年金及び障害年金を受給するための認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
102	7	6の2-5(6-1イ、ロ)	5-10	労働者災害補償保険法による傷病（補償）等年金の支給の決定に係る届出の審査（日本年金機構への照会）	労働者が被災しその傷病が治らず、傷病補償年金及び傷病年金を受給するための認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
103	7	6の2-6(6-1イ、ロ)	5-11	労働者災害補償保険法による障害（補償）等年金及び傷病（補償）等年金の受給権者の定期報告の審査（日本年金機構への照会）	障害（補償）年金及び傷病（補償）年金受給者が年1回の報告をする手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
104	7	6の2-7(6-1イ、ロ)	5-15	労働者災害補償保険法による障害（補償）等年金及び傷病（補償）等年金の受給権者の届出の審査（日本年金機構への照会）	障害（補償）年金及び傷病（補償）年金受給者が各種届出を行う手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
105	7	6の2-1イ、ロ	5-23	労働者災害補償保険法による障害（補償）等年金及び傷病（補償）等年金の各支払期月の支払に関する事務（日本年金機構への照会）	障害（補償）年金及び傷病（補償）年金受給者が年1回の報告をする手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
106	7	6の2-2(6-1イ、ロ)	5-25	労働者災害補償保険法による遺族（補償）等年金の請求の審査（日本年金機構への照会）	労働者が死亡し、その遺族が遺族補償年金及び遺族年金を受給するための認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
107	7	6の2-6(6-1イ、ロ)	5-26	労働者災害補償保険法による遺族（補償）等年金の受給権者の定期報告の審査（日本年金機構への照会）	遺族補償年金及び遺族年金受給者が年1回の報告をする手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
108	7	6の2-7(6-1イ、ロ)	5-27	労働者災害補償保険法による遺族（補償）等年金の受給権者の届出の審査（日本年金機構への照会）	遺族補償年金及び遺族年金受給者が各種届出を行う手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
109	7	6の2-1イ、ロ	5-28	労働者災害補償保険法による遺族（補償）等年金の各支払期月の支払に関する事務（日本年金機構への照会）	遺族補償年金及び遺族年金受給者に、各支払月に年金を支払う事務（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
110	16	12-5(12-1ウ)	7-39	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
111	16	12-1ワ	7-51	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
112	16	12-2ル 12-6ル	7-124	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
113	9	8-1へ、チ、ヌ	7-151	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（日本年金機構への照会）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（日本年金機構への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
114	9	8-1リ	7-152	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
115	9	8-1ル	7-153	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
116	9	8-1ト	7-154	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市の長又は児童相談所設置市の長から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
117	9	8- 2へ、チ、ヌ	7-157	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（日本年金機構への照会）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（日本年金機構への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 難病対策課	
118	9	8- 2リ	7-158	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 難病対策課	
119	9	8- 2ル	7-159	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 難病対策課	
120	9	8- 2ト	7-160	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 難病対策課	
121	15	11の2- 1イ、ハ、ホ	7-172	障害児入所医療費の支給決定（日本年金機構への照会）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続（日本年金機構への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） ・特別障害給付金額等を示す書類（支給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
122	15	11の2- 1ニ	7-173	障害児入所医療費の支給決定（国家公務員共済組合連合会への照会）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
123	15	11の2- 1へ	7-174	障害児入所医療費の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
124	15	11の2- 1ロ	7-175	障害児入所医療費の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
125	16	12- 8ワ	8-50	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働省子ども家庭局保育課	
126	12	10の2- 1イ、ハ、ホ	8-98	肢体不自由児通所医療費の支給決定（日本年金機構への照会）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（日本年金機構への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） ・特別障害給付金額等を示す書類（支給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
127	12	10の2- 1ニ	8-100	肢体不自由児通所医療費の支給決定（国家公務員共済組合連合会への照会）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
128	12	10の2- 1へ	8-101	肢体不自由児通所医療費の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
129	12	10の2- 1ロ	8-102	肢体不自由児通所医療費の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
130	16	12- 4ヲ	9-18	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
131	19	13の2- 2イ	10-14	他の法令による給付との調整（日本年金機構への照会）	予防接種法第16条に基づく障害年金の給付に当たり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当等の給付との調整を行う手続（日本年金機構への照会）	51	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当てを支給することとされている者	厚生労働省健康局健康課	
132	25	18- 1ロ	14-23	精神障害者保健福祉手帳の交付	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を居住地都道府県又は指定都市から受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別障害給付金受給資格者証 ・特別障害者給付金支給決定通知書 ・国庫金振込通知書 ・国庫金送金通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
133	25	18- 2ロ	14-30	精神障害者保健福祉手帳の更新	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別障害給付金受給資格者証 ・特別障害者給付金支給決定通知書 ・国庫金振込通知書 ・国庫金送金通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
134	25	18- 3ロ	14-33	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、その等級に変更があった際に居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別障害給付金受給資格者証 ・特別障害者給付金支給決定通知書 ・国庫金振込通知書 ・国庫金送金通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
135	25	18- 1イ	14-36	精神障害者保健福祉手帳の交付（国家公務員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を居住地都道府県又は指定都市から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
136	25	18- 1イ	14-37	精神障害者保健福祉手帳の交付（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を居住地都道府県又は指定都市から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
137	25	18- 1イ	14-38	精神障害者保健福祉手帳の交付（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を居住地都道府県又は指定都市から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書 ・年金裁定通知書 ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
138	25	18- 2イ	14-39	精神障害者保健福祉手帳の更新（国家公務員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書 ・年金裁定通知書 ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
139	25	18- 2イ	14-40	精神障害者保健福祉手帳の更新（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
140	25	18- 2イ	14-41	精神障害者保健福祉手帳の更新（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
141	25	18- 3イ	14-42	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（国家公務員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、その等級に変更があった際に居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
142	25	18- 3イ	14-43	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、その等級に変更があった際に居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
143	25	18- 3イ	14-44	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、その等級に変更があった際に居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
144	25	18- -1イ	14-52	精神障害者保健福祉手帳の交付（日本年金機構への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を居住地都道府県又は指定都市から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
145	25	18- -2イ	14-53	精神障害者保健福祉手帳の更新（日本年金機構への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
146	25	18- -3イ	14-54	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（日本年金機構への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、その等級に変更があった際に居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
147	26	19- -1ソ	15-16	生活保護の実施（日本年金機構への照会）	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
148	26	19- -1ツ	15-18	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
149	26	19- -2ソ	15-41	生活保護の申請に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
150	26	19- -2ツ	15-43	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
151	26	19- -3ソ	15-65	職権による生活保護の開始若しくは変更（日本年金機構への照会）	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
152	26	19- -3ツ	15-67	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
153	26	19- -4ソ	15-89	生活保護の停止若しくは廃止（日本年金機構への照会）	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
154	26	19- -4ツ	15-91	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
155	26	19- -6ソ	15-115	徴収金の徴収（日本年金機構への照会）	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
156	26	19- -6ツ	15-117	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
157	26	19- -1ソ	15-134	生活保護の実施（国家公務員共済組合連合会への照会）	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
158	26	19- -1ソ	15-135	生活保護の実施（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
159	26	19-1ソ	15-136	生活保護の実施（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
160	26	19-2ソ	15-139	生活保護の申請に係る事実についての審査（国家公務員共済組合連合会への照会）	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
161	26	19-2ソ	15-140	生活保護の申請に係る事実についての審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
162	26	19-2ソ	15-141	生活保護の申請に係る事実についての審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
163	26	19-3ソ	15-144	職権による生活保護の開始若しくは変更（国家公務員共済組合連合会への照会）	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
164	26	19-3ソ	15-145	職権による生活保護の開始若しくは変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
165	26	19-3ソ	15-146	職権による生活保護の開始若しくは変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
166	26	19-4ソ	15-149	生活保護の停止若しくは廃止（国家公務員共済組合連合会への照会）	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
167	26	19-4ソ	15-150	生活保護の停止若しくは廃止（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
168	26	19-4ソ	15-151	生活保護の停止若しくは廃止（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
169	26	19-5ソ	15-167	保護に要する費用の返還（日本年金機構への照会）	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
170	26	19-5ソ	15-168	保護に要する費用の返還（国家公務員共済組合連合会への照会）	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
171	26	19-5ソ	15-169	保護に要する費用の返還（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
172	26	19-5ソ	15-170	保護に要する費用の返還（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
173	26	19-5ツ	15-174	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
174	26	19-6ソ	15-181	徴収金の徴収（国家公務員共済組合連合会への照会）	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
175	26	19- -6ソ	15-182	徴収金の徴収（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
176	26	19- -6ソ	15-183	徴収金の徴収（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
177	26	19- -1ネ	15-194	生活保護の実施（日本年金機構への照会）	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に連動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
178	26	19- -2ネ	15-195	生活保護の申請に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に連動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
179	26	19- -3ネ	15-196	職権による生活保護の開始若しくは変更（日本年金機構への照会）	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に連動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
180	26	19- -4ネ	15-197	生活保護の停止若しくは廃止（日本年金機構への照会）	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に連動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
181	26	19- -6ネ	15-198	徴収金の徴収（日本年金機構への照会）	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に連動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
182	26	19- -5ネ	15-199	保護に要する費用の返還（日本年金機構への照会）	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に連動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
183	34	22の3- -1ロ	22-149	三歳に満たない子を養育する加入者等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出の受理	年金額の計算において養育特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
184	34	22の3- -1ロ	22-203	職務遺族年金の決定の請求の確認	退職等年金給付（新3階年金）のうち、加入者又は加入者であった者が職務廃病を理由に死亡した場合に支給される職務遺族年金の額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
185	34	22の3- -1ロ	22-324	退職共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
186	34	22の3- -1ロ	22-347	障害共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
187	34	22の3- -1ロ	22-349	遺族共済年金（経過的職域加算額）の裁定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
188	34	22の3- -1ロ	22-361	遺族共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
189	34	22の3- -1ロ	22-362	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
190	34	22の3- -1ロ	22-363	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
191	34	22の3- -1ロ	22-364	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
192	34	22の3-1ロ	22-393	退職共済年金の決定の請求の確認	退職共済年金の支給額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
193	34	22の3-1ロ	22-396	障害共済年金の決定の請求の確認	障害共済年金の支給額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
194	34	22の3-1ロ	22-404	障害共済年金の併給調整事由消滅の届出の確 認	障害共済年金の併給調整の対象となる他年金 の支給が無くなる等、障害共済年金の支給を 再開するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
195	34	22の3-1ロ	22-411	受給権者の申出による障害共済年金の支給停 止の撤回の確認	受給権者からの申し出を受けて障害共済年金 の障害程度が再度障害等級に該当すること なった場合等、支給を再開するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
196	34	22の3-1ロ	22-415	障害共済年金の額の改定の請求の確認	障害の程度が変わった場合において請求が あったときに障害共済年金の額を改定するた めの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
197	34	22の3-1ロ	22-422	遺族共済年金の決定の請求の確認	遺族共済年金の支給額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
198	34	22の3-1ロ	22-445	退職共済年金の併給調整事由消滅の届出の確 認	退職共済年金の併給調整の対象となる他年金 の支給が無くなる等、退職共済年金の支給を 再開するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
199	34	22の3-1イ	22-446	退職共済年金の併給調整事由消滅の届出の確 認	退職共済年金の併給調整の対象となる他年金 の支給が無くなる等、退職共済年金の支給を 再開するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
200	34	22の3-1イ	22-447	受給権者の申出による退職共済年金の支給停 止の撤回の確認	退職共済年金の受給権者が申出による支給停 止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
201	34	22の3-1ロ	22-448	受給権者の申出による退職共済年金の支給停 止の撤回の確認	退職共済年金の受給権者が申出による支給停 止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
202	34	22の3-1イ	22-449	退職共済年金の額の改定の請求の確認	退職共済年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
203	34	22の3-1イ	22-468	退職共済年金の障害者特例の請求の確認	特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害 の状態に該当することにより特例を受けるた めの手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
204	34	22の3-1ロ	22-469	退職共済年金の障害者特例の請求の確認	特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害 の状態に該当することにより特例を受けるた めの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
205	34	22の3-1イ	22-477	退職共済年金の加給年金額の支給事由該当の 届出の確認	退職共済年金の加給年金額加算の支給事由が 発生した時の、年金を支給するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
206	34	22の3-1ロ	22-478	退職共済年金の加給年金額の支給事由該当の 届出の確認	退職共済年金の加給年金額加算の支給事由が 発生した時の、年金を支給するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
207	34	22の3-1イ	22-485	障害共済年金の加給年金額対象者である配偶 者を有するに至ったときの届出の確認	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに 至ったときに、加給年金額の加算を受けるた めの手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
208	34	22の3-1ロ	22-486	障害共済年金の加給年金額対象者である配偶 者を有するに至ったときの届出の確認	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに 至ったときに、加給年金額の加算を受けるた めの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
209	34	22の3-1イ	22-528	職務遺族年金の決定の請求の確認	加入者又は加入者であった者が、職務傷病に より死亡した場合に支給する職務遺族年金の 額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
210	34	22の3-1イ	22-539	遺族共済年金（経過的職域加算額）の裁定請 求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給を 受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
211	34	22の3-1イ	22-540	退職共済年金の決定の請求の確認	退職共済年金（経過的職域加算額）の支給額 を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
212	34	22の3-1イ	22-541	障害共済年金の決定の請求の確認	障害共済年金（経過的職域加算額）の支給額 を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業 団	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
213	34	22の3-1イ	22-542	障害共済年金の併給調整事由消滅の届出の確認	職務障害年金の併給調整の対象となる他年金の受給が無くなる等、職務障害年金の支給を再開するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
214	34	22の3-1イ	22-543	受給権者の申出による障害共済年金の支給停止の撤回の確認	受給権者からの申出を受けて職務障害年金の障害程度が再度障害等級に該当することとなった場合等、支給を再開するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
215	34	22の3-1イ	22-544	障害共済年金の額の改定の請求の確認	障害の程度が変わった場合において請求があったときに障害共済年金の額を改定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
216	34	22の3-1イ	22-545	遺族共済年金の決定の請求の確認	遺族共済年金（経過職域加算額）の支給額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
217	34	22の3-13ハ	22-547	被扶養者の認定の確認（日本年金機構、国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	被扶養者として、私学共済に加入するための手続（日本年金機構、国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）又は老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）（写）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
218	34	22の3-7	22-548	傷病手当金の支給決定（日本年金機構、国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	加入者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構、国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額改定通知書、年金振込通知書又は年金決定通知書、支給額変更通知書	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
219	34	22の3-1ロ	22-550	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	退職等年金給付（新3階年金）のうちの、退職年金を受給していない者又は有期退職年金受給者が死亡した場合に支給される遺族一時金の額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
220	34	22の3-1イ	22-551	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	退職等年金給付（新3階年金）のうちの、退職年金を受給していない者又は有期退職年金受給者が死亡した場合に支給される遺族一時金の額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
221	33	22の2-8ロ	22-554	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
222	33	22の2-8ハ	22-555	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行のため、従来の添付書類が存在しない）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
223	34	22の3-1イ	22-556	障害共済年金の加給年金額の支給事由該当の確認	障害共済年金の加給年金額加算の支給事由が発生した時の、年金を支給するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
224	34	22の3-1ロ	22-557	障害共済年金の加給年金額の支給事由該当の確認	障害共済年金の加給年金額加算の支給事由が発生した時の、年金を支給するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
225	35	22の4-1-2ハ	24-115	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
226	35	22の4-1-2ニ	24-116	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
227	35	22の4-1-2ハ	24-118	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
228	35	22の4-1-2ニ	24-119	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
229	35	22の4-1-2ハ	24-121	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
230	35	22の4-1-2ニ	24-122	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
231	35	22の4-1-2ハ	24-123	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
232	35	22の4-1-2ニ	24-124	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
233	35	22の4-1-2ハ	24-126	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
234	35	22の4-1-2ニ	24-127	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
235	35	22の4-1-2ハ	24-129	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
236	35	22の4-1-2ニ	24-130	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
237	35	22の4-1-2ハ	24-131	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
238	35	22の4-1-2ニ	24-132	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
239	35	22の4-1-2ハ	24-133	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
240	35	22の4-1-2ニ	24-134	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
241	35	22の4-1-2ハ	24-135	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
242	35	22の4-1-2ニ	24-136	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
243	35	22の4-1-2ハ	24-138	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
244	35	22の4-1-2ニ	24-139	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
245	35	22の4-1-2ハ	24-146	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
246	35	22の4-1-2ニ	24-147	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
247	35	22の4-1-2ニ	24-148	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
248	35	22の4-1-2ニ	24-158	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
249	35	22の4-1-2ハ	24-161	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
250	35	22の4-1-2ニ	24-162	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
251	35	22の4-1-2ホ	24-163	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局事業管理課	
252	35	22の4-1-2ハ	24-164	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
253	35	22の4-1-2ニ	24-165	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
254	35	22の4-1-2ハ	24-167	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
255	35	22の4-1-2ニ	24-168	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
256	35	22の4-1-2ハ	24-170	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
257	35	22の4-1-2ニ	24-171	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
258	35	22の4-1-2ハ	24-172	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
259	35	22の4-1-2ニ	24-173	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
260	35	22の4-1-2ハ	24-174	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加算年金額の加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
261	35	22の4-1-2ニ	24-175	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加算年金額の加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
262	35	22の4-1-2ニ	24-180	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
263	35	22の4-1-2ハ	24-181	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
264	35	22の4-1-2ニ	24-182	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
265	35	22の4-1-2ハ	24-183	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に程度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に程度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
266	35	22の4-1-2ニ	24-184	障害厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
267	35	22の4-1-2ニ	24-193	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
268	35	22の4-1-2ハ	24-194	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
269	35	22の4-1-2ニ	24-195	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
270	35	22の4-1-2ニ	24-213	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
271	35	22の4-1-2ニ	24-215	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の所在不明による遺族厚生年金の支給停止解除申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者であって、所在不明により支給停止されていた方が年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
272	35	22の4-1-2ニ	24-224	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
273	35	22の4-1-2ニ	24-227	未支給の厚生年金保険の脱退一時金請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
274	35	22の4-1-2ニ	24-229	未支給の厚生年金保険の脱退手当金裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
275	35	22の4-1-2ニ	24-230	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
276	35	22の4-1-2ニ	24-231	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
277	35	22の4-1-2ニ	24-232	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
278	35	22の4-1-2ニ	24-234	旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の未支給請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
279	35	22の4-1-2ニ	24-235	旧法老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧法老齢年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
280	35	22の4-1-2ニ	24-241	旧法障害年金又は障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧法障害年金又は障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
281	35	22の4-1-2ニ	24-242	旧法障害年金の額改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧法障害年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
282	35	22の4-4-1	24-416	三歳に満たない子を養育する被保険者等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出の受理（日本私立学校振興・共済事業団）	年金額の計算において養育特例を適用するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
283	35	22の4-4-2	24-435	未支給の厚生年金保険給付の請求（日本私立学校振興・共済事業団）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
284	35	22の4-4-2	24-439	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
285	35	22の4-4-2	24-443	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有している者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
286	35	22の4-4-2	24-446	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に繰り下げて受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
287	35	22の4-4-2	24-449	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
288	35	22の4-4-2	24-453	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止撤回するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
289	35	22の4-4-2	24-456	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
290	35	22の4-4-2	24-458	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
291	35	22の4-4-2	24-460	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
292	35	22の4-4-2	24-463	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
293	35	22の4-4-2	24-471	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
294	35	22の4-4-2	24-473	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
295	35	22の4-4-2	24-487	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（労働基準局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
296	35	22の4-4-2	24-489	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
297	35	22の4-4-2	24-491	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員災害補償基金	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
298	35	22の4-4-2	24-493	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の届出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
299	35	22の4-4-2	24-497	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の届出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
300	35	22の4-4-2	24-500	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
301	35	22の4-4-2	24-502	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理、審査、通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
302	35	22の4-4-2	24-504	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理、審査、通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
303	35	22の4-4-2	24-508	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理、審査、通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
304	35	22の4-4-2	24-512	障害厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理、審査、通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
305	35	22の4-4-2	24-520	遺族厚生年金の裁定請求書の受理、審査、通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
306	35	22の4-4-2	24-537	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の支給停止事由消滅届の受理、審査、通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
307	35	22の4-4-2	24-539	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の所在不明による遺族厚生年金の支給停止解除申出書の受理、審査、通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者であって、所在不明により支給停止されていた方が年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
308	35	22の4-4-2	24-547	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理、審査、通知（日本私立学校振興・共済事業団）	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
309	35	22の4-4-2	24-548	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理、審査、通知（日本私立学校振興・共済事業団）	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
310	35	22の4-2-2	24-560	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理、審査、通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
311	35	22の4-2-2	24-561	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理、審査、通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
312	35	22の4-2-2	24-562	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理、審査、通知（国家公務員共済組合連合会）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
313	35	22の4-2-1	24-575	養育期間標準報酬月額特例申出書の受理（国家公務員共済組合連合会）	養育期間標準報酬月額特例を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
314	35	22の4-2-2	24-589	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
315	35	22の4-2-2	24-590	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
316	35	22の4-2-2	24-593	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
317	35	22の4-2-2	24-594	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
318	35	22の4-2-2	24-597	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
319	35	22の4-2-2	24-598	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
320	35	22の4-2-2	24-600	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
321	35	22の4-2-2	24-601	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
322	35	22の4-2-2	24-604	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
323	35	22の4-2-2	24-605	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
324	35	22の4-2-2	24-607	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
325	35	22の4-2-2	24-608	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
326	35	22の4-2-2	24-609	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
327	35	22の4-2-2	24-610	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
328	35	22の4-2-2	24-611	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
329	35	22の4-2-2	24-612	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
330	35	22の4-2-2	24-614	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害者の状態に該当することにより特例を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
331	35	22の4-2-2	24-615	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害者の状態に該当することにより特例を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
332	35	22の4-2-2	24-622	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
333	35	22の4-2-2	24-623	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
334	35	22の4-2-2	24-624	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
335	35	22の4-2-2	24-634	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
336	35	22の4-2-2	24-638	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
337	35	22の4-2-2	24-639	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
338	35	22の4-2-2	24-640	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（労働基準局）	財務省主計局給与共済課	
339	35	22の4-2-2	24-641	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員災害補償基金	財務省主計局給与共済課	
340	35	22の4-2-2	24-642	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
341	35	22の4-2-2	24-643	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
342	35	22の4-2-2	24-645	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
343	35	22の4-2-2	24-646	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
344	35	22の4-2-2	24-648	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
345	35	22の4-2-2	24-649	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
346	35	22の4-2-2	24-650	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
347	35	22の4-2-2	24-651	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
348	35	22の4-2-2	24-652	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
349	35	22の4-2-2	24-653	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
350	35	22の4-2-2	24-657	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
351	35	22の4-2-2	24-658	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
352	35	22の4-2-2	24-659	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に程度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に程度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
353	35	22の4-2-2	24-660	障害厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の受給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
354	35	22の4-2-2	24-669	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
355	35	22の4-2-2	24-670	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
356	35	22の4-2-2	24-671	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
357	35	22の4-2-2	24-687	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の存在不明による遺族厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
358	35	22の4-2-2	24-689	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の存在不明による遺族厚生年金の支給停止解除申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
359	35	22の4-2-2	24-698	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
360	35	22の4-2-2	24-700	未支給の厚生年金保険の脱退一時金請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
361	35	22の4-2-2	24-701	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
362	35	22の4-2-2	24-702	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
363	35	22の4-2-2	24-703	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
364	35	22の4-3-2	24-730	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
365	35	22の4-3-2	24-731	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
366	35	22の4-3-2	24-732	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が加重した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が加重した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
367	35	22の4-3-1	24-739	養育期間標準報酬月額特例申出書の受理（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	養育期間標準報酬月額特例を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
368	35	22の4-3-2	24-753	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
369	35	22の4-3-2	24-754	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
370	35	22の4-3-2	24-757	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
371	35	22の4-3-2	24-758	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に繰り下げて受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
372	35	22の4-3-2	24-761	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に繰り下げて受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
373	35	22の4-3-2	24-762	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の支給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る。）に係る請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の支給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
374	35	22の4-3-2	24-764	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
375	35	22の4-3-2	24-765	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
376	35	22の4-3-2	24-768	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
377	35	22の4-3-2	24-769	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
378	35	22の4-3-2	24-771	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
379	35	22の4-3-2	24-772	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
380	35	22の4-3-2	24-773	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
381	35	22の4-3-2	24-774	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
382	35	22の4-3-2	24-775	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
383	35	22の4-3-2	24-776	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
384	35	22の4-3-2	24-778	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害者の状態に該当することにより特例を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
385	35	22の4-3-2	24-779	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
386	35	22の4-3-2	24-786	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
387	35	22の4-3-2	24-787	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
388	35	22の4-3-2	24-788	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
389	35	22の4-3-2	24-798	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
390	35	22の4-3-2	24-801	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（労働基準局）	総務省自治行政局 公務員部福利課	
391	35	22の4-3-2	24-802	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
392	35	22の4-3-2	24-803	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
393	35	22の4-3-2	24-805	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局 公務員部福利課	
394	35	22の4-3-2	24-806	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
395	35	22の4-3-2	24-807	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
396	35	22の4-3-2	24-809	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
397	35	22の4-3-2	24-810	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
398	35	22の4-3-2	24-812	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
399	35	22の4-3-2	24-813	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
400	35	22の4-3-2	24-814	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
401	35	22の4-3-2	24-815	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
402	35	22の4-3-2	24-816	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
403	35	22の4-3-2	24-817	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
404	35	22の4-3-2	24-821	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
405	35	22の4-3-2	24-822	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
406	35	22の4-3-2	24-823	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
407	35	22の4-3-2	24-824	障害厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
408	35	22の4-3-2	24-833	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
409	35	22の4-3-2	24-834	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
410	35	22の4-3-2	24-835	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
411	35	22の4-3-2	24-851	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
412	35	22の4-3-2	24-853	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の所在不明による遺族厚生年金の支給停止解除申請書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者であって、所在不明により支給停止されていた者が年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
413	35	22の4-3-2	24-862	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
414	35	22の4-3-2	24-864	未支給の厚生年金保険の脱退一時金請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
415	35	22の4-3-2	24-865	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
416	35	22の4-3-2	24-866	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
417	35	22の4-3-2	24-867	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
418	35	22の4-4-2	24-889	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
419	35	22の4-4-2	24-890	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
420	35	22の4-4-2	24-891	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
421	35	22の4-4-2	24-892	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
422	35	22の4-1-2ニ	24-893	特例遺族年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特例遺族年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
423	35	22の4-1-2ハ	24-894	特例遺族年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特例遺族年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
424	35	22の4-1-1	24-895	養育期間標準報酬月額特例申出書の確認（日本年金機構）	養育期間標準報酬月額特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
425	35	22の4-3-2	24-897	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第65条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
426	35	22の4-3-2	24-898	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第45条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第45条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
427	35	22の4-2-2	24-899	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
428	35	22の4-2-2	24-900	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
429	35	22の4-4-2	24-903	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
430	35	22の4-4-2	24-904	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
431	35	22の4-4-2	24-905	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
432	35	22の4-4-2	24-906	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
433	35	22の4-4-2	24-907	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止を撤回の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
434	35	22の4-4-2	24-908	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
435	35	22の4-4-2	24-909	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
436	35	22の4-4-2	24-910	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
437	35	22の4-4-2	24-911	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特別請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
438	35	22の4-4-2	24-914	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
439	35	22の4-4-2	24-915	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
440	35	22の4-4-2	24-916	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
441	35	22の4-4-2	24-917	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
442	35	22の4-4-2	24-918	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
443	35	22の4-4-2	24-919	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
444	35	22の4-4-2	24-920	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額を加算を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
445	35	22の4-4-2	24-921	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
446	35	22の4-4-2	24-922	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
447	35	22の4-4-2	24-923	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
448	35	22の4-4-2	24-924	未支給の厚生年金保険の脱退一時金請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	未支給の脱退一時金を死亡者の遺族が日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
449	35	22の4-1-2イ	24-931	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課	
450	39	24の2-11ニ	28-129	被扶養者の認定（日本年金機構）	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
451	39	24の2-11ニ	28-130	被扶養者の認定（国家公務員共済組合連合会）	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
452	39	24の2-11ニ	28-131	被扶養者の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
453	39	24の2-11ニ	28-132	被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団）	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
454	39	24の2-12ニ	28-133	組合員被扶養者証の核認又は更新（日本年金機構）	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
455	39	24の2-12ニ	28-134	組合員被扶養者証の核認又は更新（国家公務員共済組合連合会）	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
456	39	24の2-12ニ	28-135	組合員被扶養者証の核認又は更新（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
457	39	24の2-12ニ	28-136	組合員被扶養者証の核認又は更新（日本私立学校振興・共済事業団）	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
458	39	24の2-9ロ	28-137	傷病手当金の支給決定（日本年金機構）	国家公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
459	39	24の2-9ロ	28-138	傷病手当金の支給決定（国家公務員共済組合連合会）	国家公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
460	39	24の2- 9口	28-139	傷病手当金の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	国家公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
461	39	24の2- 9口	28-140	傷病手当金の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団）	国家公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
462	39	24の2- 11へ	28-143	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	財務省主計局給与共済課	
463	39	24の2- 12へ	28-144	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	財務省主計局給与共済課	
464	39	24の2- 11ト	28-145	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	財務省主計局給与共済課	
465	39	24の2- 12ト	28-146	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	財務省主計局給与共済課	
466	40	24の3- 2	29-16	退職共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
467	40	24の3- 2	29-37	障害共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
468	40	24の3- 1	29-38	遺族共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
469	40	24の3- 2	29-39	遺族共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
470	40	24の3- 2	29-52	遺族共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
471	40	24の3- 2	29-53	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
472	40	24の3- 2	29-54	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
473	40	24の3- 2	29-55	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
474	40	24の3- 1	29-69	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
475	40	24の3- 2	29-70	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
476	40	24の3- 1	29-71	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に程度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に程度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
477	40	24の3- 2	29-72	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
478	40	24の3- 1	29-73	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
479	40	24の3- 2	29-74	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
480	40	24の3- 1	29-76	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
481	40	24の3- 2	29-77	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
482	40	24の3- 1	29-78	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
483	40	24の3- 2	29-79	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
484	40	24の3- 2	29-87	死亡当時胎児だった子が出生したときの被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の裁定請求の特例に係る請求書の受理・審査・通知	死亡当時胎児だった子が出生したときの被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
485	40	24の3- 1	29-100	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
486	40	24の3- -2	29-101	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
487	40	24の3- -1	29-102	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
488	40	24の3- -2	29-103	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
489	40	24の3- -2	29-105	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
490	40	24の3- -1	29-106	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
491	40	24の3- -2	29-107	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
492	40	24の3- -2	29-109	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
493	40	24の3- -1	29-110	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
494	40	24の3- -2	29-111	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
495	40	24の3- -1	29-112	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	遺族一時金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
496	40	24の3- -2	29-113	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	遺族一時金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
497	40	24の3- -2	29-115	公務障害年金の額改定請求書の受理・審査・通知	公務障害年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
498	40	24の3- -2	29-116	公務障害年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
499	40	24の3- -1	29-117	公務遺族年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務遺族年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
500	40	24の3- -2	29-118	公務遺族年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務遺族年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
501	40	24の3- -2	29-120	公務遺族年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
502	40	24の3- -1	29-123	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
503	40	24の3- -2	29-124	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
504	40	24の3- 2	29-126	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
505	40	24の3- 1	29-128	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
506	40	24の3- 2	29-129	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
507	40	24の3- 2	29-131	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
508	40	24の3- 2	29-134	遺族共済年金（追加費用対象期間を有する者）に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
509	40	24の3- 1	29-136	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
510	40	24の3- 2	29-137	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
511	40	24の3- 1	29-139	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額の支給事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
512	40	24の3- 2	29-140	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額の支給事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
513	40	24の3- 1	29-142	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による特別支給の退職共済年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
514	40	24の3- 2	29-143	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による特別支給の退職共済年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
515	40	24の3- 1	29-144	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
516	40	24の3- 2	29-145	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
517	40	24の3- 2	29-150	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
518	40	24の3- 1	29-151	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
519	40	24の3- 2	29-152	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
520	40	24の3- 2	29-153	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者胎児出生届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る胎児出生による届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
521	40	24の3- 1	29-154	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
522	40	24の3- 2	29-155	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
523	40	24の3- 1	29-156	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
524	40	24の3- 2	29-157	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
525	40	24の3- 2	29-166	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
526	40	24の3- 1	29-167	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
527	40	24の3- 2	29-168	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
528	40	24の3- 1	29-169	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給に関する審査	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
529	40	24の3- 1	29-170	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額加給の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
530	40	24の3- 2	29-172	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給に関する審査	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
531	40	24の3- 2	29-174	三歳に満たない子を養育する加入者等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出の受理（国家公務員共済組合連合会）	年金額の計算において養育特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
532	48	26の3- 1イ	31-31	第三号被保険者の資格取得の特例届出の認定	2年以上遡及して第三号被保険者に該当する場合に、特例により第三号被保険者資格を取得するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
533	48	26の3- 1ロ	31-32	第三号被保険者の資格取得の特例届出の認定	2年以上遡及して第三号被保険者に該当する場合に、特例により第三号被保険者資格を取得するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
534	48	26の3- 1イ	31-33	年金確保支援法による国民年金第3号被保険者（種別変更・種別確認）3号該当届の届出	配偶者の第二号被保険者期間と不整合がある期間に係る第三号被保険者資格を取得するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
535	48	26の3- 1ロ	31-34	年金確保支援法による国民年金第3号被保険者（種別変更・種別確認）3号該当届の届出	配偶者の第二号被保険者と不整合がある期間に係る第三号被保険者資格を取得するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
536	48	26の3- 4	31-126	国民年金法による保険料の徴収	国民年金法による保険料を日本年金機構が被保険者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
537	48	26の3- 4	31-128	国民年金法による保険料その他徴収金を滞納する者に対する督促及び滞納処分	国民年金法による徴収金について日本年金機構が被保険者等に督促及び滞納処分を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
538	48	26の3- 2	31-141	老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	老齢基礎年金の支給を日本年金機構から受け取るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
539	48	26の3- 2	31-142	老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	老齢基礎年金の支給を日本年金機構から受け取るための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
540	48	26の3- 2	31-144	特別支給の老齢厚生年金の受給権を有している者の特例（66歳到達前に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金を66歳到達前に65歳からの支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
541	48	26の3- 2	31-145	特別支給の老齢厚生年金の受給権を有している者の特例（66歳到達前に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金を66歳到達前に65歳からの支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
542	48	26の3- 2	31-146	特別支給の老齢厚生年金の受給権を有している者の特例（66歳到達後）に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
543	48	26の3- 2	31-147	特別支給の老齢厚生年金の受給権を有している者の特例（66歳到達後）に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
544	48	26の3- 2	31-148	老齢厚生年金の受給権を有している者の昭和60年改正法附則第15条第2項の規定による老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	老齢厚生年金の受給権を有している者の昭和60年改正法附則第15条第2項の規定による老齢基礎年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
545	48	26の3- 2	31-149	老齢厚生年金の受給権を有している者の昭和60年改正法附則第15条第2項の規定による老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	老齢厚生年金の受給権を有している者の昭和60年改正法附則第15条第2項の規定による老齢基礎年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
546	48	26の3- 2	31-158	老齢基礎年金額加算開始事由該当届の受理・審査・通知	老齢基礎年金に振替加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
547	48	26の3- 2	31-159	老齢基礎年金額加算開始事由該当届の受理・審査・通知	老齢基礎年金に振替加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
548	48	26の3- 2	31-176	老齢基礎年金受給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受け取るための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
549	47	26の2- 1	31-178	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給を日本年金機構から受け取るための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課	
550	47	26の2- 2	31-181	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給を日本年金機構から受け取るための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局事業管理課	
551	48	26の3- 2	31-182	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給を日本年金機構から受け取るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
552	48	26の3- 2	31-183	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給を日本年金機構から受け取るための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
553	48	26の3- -2	31-184	障害基礎年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
554	48	26の3- -2	31-185	障害基礎年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
555	48	26の3- -2	31-187	障害基礎年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	障害基礎年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
556	48	26の3- -2	31-188	障害基礎年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	障害基礎年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
557	48	26の3- -2	31-189	障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
558	48	26の3- -2	31-190	障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
559	48	26の3- -2	31-191	障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
560	48	26の3- -2	31-192	障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
561	48	26の3- -2	31-193	障害基礎年金の受給権者が子を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	障害基礎年金の受給権者が子を有するに至ったときに、加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
562	48	26の3- -2	31-194	障害基礎年金の受給権者が子を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	障害基礎年金の受給権者が子を有するに至ったときに、加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
563	48	26の3- -2	31-195	国民年金法第30条の2第4項の規定により同条第1項の請求があったものとみなされた障害基礎年金受給権者に加算額対象者があるときの届出書の受理・審査・通知	国民年金法第30条の2第4項の規定により同条第1項の請求があったものとみなされた障害基礎年金受給権者に加算額対象者があるときの手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
564	48	26の3- -2	31-196	国民年金法第30条の2第4項の規定により同条第1項の請求があったものとみなされた障害基礎年金受給権者に加算額対象者があるときの届出書の受理・審査・通知	国民年金法第30条の2第4項の規定により同条第1項の請求があったものとみなされた障害基礎年金受給権者に加算額対象者があるときの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
565	47	26の2- -1	31-202	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由該当届の受理・審査・通知	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
566	47	26の2- -2	31-203	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由該当届の受理・審査・通知	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
567	47	26の2- -1	31-205	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る支給停止額変更の届出	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者が年金の支給停止額を変更するための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
568	47	26の2- -2	31-206	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る支給停止額変更の届出	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者が年金の支給停止額を変更するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
569	47	26の2- -1	31-208	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
570	47	26の2- -2	31-209	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
571	48	26の3- -2	31-210	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
572	48	26の3- -2	31-211	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
573	48	26の3- -2	31-212	支給停止されている障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の当該障害基礎年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
574	48	26の3- 2	31-213	支給停止されている障害基礎年金の受給権者に程度の障害が生じた障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の当該障害基礎年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている障害基礎年金の受給権者に程度の障害が生じた障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
575	48	26の3- 2	31-218	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出の受理・審査・通知	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権者の所得状況届に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
576	48	26の3- 2	31-224	障害基礎年金受給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
577	48	26の3- 2	31-225	遺族基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	遺族基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
578	48	26の3- 2	31-226	遺族基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	遺族基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
579	48	26の3- 2	31-228	遺族基礎年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
580	48	26の3- 2	31-230	遺族基礎年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	遺族基礎年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
581	48	26の3- 2	31-236	遺族基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	遺族基礎年金の支給停止事由がなくなつたときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
582	48	26の3- 2	31-238	所在不明による遺族基礎年金の支給停止解除申請書の受理・審査・通知	遺族基礎年金受給権者であつて、所在不明により支給停止されていた方が年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
583	48	26の3- 2	31-249	遺族基礎年金受給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
584	48	26の3- 2	31-250	寡婦年金の裁定請求書の受理・審査・通知	寡婦年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
585	48	26の3- 2	31-251	寡婦年金の裁定請求書の受理・審査・通知	寡婦年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
586	48	26の3- 2	31-265	寡婦年金受給権者に係る未支給の給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
587	48	26の3- 2	31-266	国民年金の死亡一時金の裁定請求書の受理・審査・通知	国民年金の死亡一時金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
588	48	26の3- 2	31-269	未支給の国民年金の脱退一時金請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
589	47	26の2- 1	31-271	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
590	47	26の2- 2	31-272	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
591	48	26の3- 2	31-273	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
592	48	26の3- 2	31-274	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
593	47	26の2- 1	31-275	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
594	47	26の2- 2	31-276	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
595	48	26の3- 2	31-277	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
596	48	26の3- 2	31-278	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
597	47	26の2- 1	31-280	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
598	47	26の2- 2	31-281	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
599	48	26の3- 2	31-282	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
600	48	26の3- 2	31-283	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
601	47	26の2- 1	31-284	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	老齢福祉年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
602	47	26の2- 2	31-285	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	老齢福祉年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
603	48	26の3- 2	31-286	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	老齢福祉年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
604	48	26の3- 2	31-287	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	老齢福祉年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
605	48	26の3- 2	31-288	老齢福祉年金受給権者の現況の届出の受理・審査・確認	老齢福祉年金受給権者の現況届に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
606	48	26の3- 2	31-289	老齢福祉年金受給権者の現況の届出の受理・審査・確認	老齢福祉年金受給権者の現況届に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
607	47	26の2- 1	31-290	老齢福祉年金受給権者の現況の届出の受理・審査・確認	老齢福祉年金受給権者の現況届に係る手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
608	47	26の2- 2	31-291	老齢福祉年金受給権者の現況の届出の受理・審査・確認	老齢福祉年金受給権者の現況届に係る手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
609	48	26の3- 2	31-298	老齢福祉年金受給権者に係る未支給の老齢福祉年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
610	48	26の3- 2	31-373	旧国民年金法による老齢年金の未支給国民年金の請求の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
611	48	26の3- 2	31-379	旧国民年金法による遺算老齢年金の未支給国民年金の請求の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
612	48	26の3- 2	31-385	旧国民年金法による障害年金の未支給国民年金の請求の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
613	48	26の3- 2	31-392	旧国民年金法による母子年金の未支給国民年金の請求の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
614	48	26の3- 2	31-398	旧国民年金法による準母子年金の未支給国民年金の請求の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
615	48	26の3- 2	31-409	旧国民年金法による寡婦年金の未支給国民年金の請求の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
616	48	26の3- 3ロ	31-411	特定事由に係る申出等の特例	特定事由に該当することにより国民年金保険料の納付又は免除の特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
617	48	26の3- 1イ	31-414	第三号被保険者の資格取得の届出の認定	国民年金第三号被保険者資格を取得するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
618	48	26の3- 1ロ	31-415	第三号被保険者の資格取得の届出の認定	国民年金第三号被保険者資格を取得するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
619	48	26の3- 1イ	31-416	第三号被保険者の種別変更の届出の認定	国民年金被保険者種別を変更するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
620	48	26の3- 1ロ	31-417	第三号被保険者の種別変更の届出の認定	国民年金被保険者種別を変更するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
621	48	26の3- 1イ	31-418	第三号被保険者の配偶者に関する届出の認定	第三号被保険者の配偶者の公的年金加入制度が変更されたときの手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
622	48	26の3- 1ロ	31-419	第三号被保険者の配偶者に関する届出の認定	第三号被保険者の配偶者の公的年金加入制度が変更されたときの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
623	48	26の3- 3イ	31-422	保険料免除等の申請の処分	国民年金保険料の免除等を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
624	48	26の3- 3ロ	31-425	保険料免除等の申請の処分	国民年金保険料の免除等を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
625	48	26の3- 3イ	31-426	保険料免除等の申請の処分（継続免除）	国民年金保険料の継続免除等を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
626	48	26の3- 3ロ	31-427	保険料免除等の申請の処分（継続免除）	国民年金保険料の継続免除等を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
627	48	26の3- 3イ	31-428	学生等の保険料納付の特例に係る処分	国民年金保険料の学生納付特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
628	48	26の3- 3イ	31-431	保険料納付の免除動奨	国民年金保険料の免除を動奨する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
629	48	26の3- 3ロ	31-432	保険料納付の免除動奨	国民年金保険料の免除を動奨する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
630	48	26の3- 4	31-437	国民年金法による保険料の徴収	国民年金法による保険料を日本年金機構が被保険者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
631	48	26の3- 4	31-438	国民年金法による保険料その他徴収金を滞納する者に対する督促及び滞納処分を行うための手続	国民年金法による徴収金について日本年金機構が被保険者等に督促及び滞納処分を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
632	48	26の3- 3イ	31-439	特定事由に係る申出等の特例	特定事由に該当することにより国民年金保険料の納付又は免除の特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
633	48	26の3- 3ロ	31-442	国民年金保険料の産前産後免除の申請の処分	国民年金保険料の産前産後免除を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
634	48	26の3- 3ロ	31-443	配偶者状況変更届の確認	国民年金保険料継続免除申請者が配偶者を有するに至ったとき又は有しない者となるに至ったときの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
635	57	31- 1チ、ヌ	37-7	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続（日本年金機構への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
636	57	31- 1ル	37-10	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
637	57	31- 1ト	37-11	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
638	57	31- 1リ	37-12	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査（国家公務員共済組合連合会への照会）	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
639	57	31- 2ト、リ	37-22	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続（日本年金機構への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
640	57	31- 2ヌ	37-25	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
641	57	31- 2ヘ	37-26	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
642	57	31- 2チ	37-27	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査（国家公務員共済組合連合会への照会）	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
643	57	31- 3の3ロ、ニ 31- 4ニ、ヘ 31- 5チ、ヌ 31- 6チ、ヌ	37-41	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）	児童扶養手当法施行規則第3条の3第1項、第2項に定める公的年金給付等受給層、第3条の4に定める児童扶養手当一部支給停止適用除外層、第3条の5に定める所得状況層及び第4条に定める現況層に係る手続（日本年金機構への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
644	57	31- 3の3ホ31- 4ト31- 5ル31- 6ル	37-44	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	児童扶養手当法施行規則第3条の3第1項、第2項に定める公的年金給付等受給層、第3条の4に定める児童扶養手当一部支給停止適用除外層、第3条の5に定める所得状況層及び第4条に定める現況層に係る手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
645	57	31- 3の3イ31- 4ハ31- 5ト31- 6ト	37-45	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	児童扶養手当法施行規則第3条の3第1項、第2項に定める公的年金給付等受給層、第3条の4に定める児童扶養手当一部支給停止適用除外層、第3条の5に定める所得状況層及び第4条に定める現況層に係る手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
646	57	31- 3の3ハ31- 4ホ31- 5リ31- 6リ	37-46	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（国家公務員共済組合連合会への照会）	児童扶養手当法施行規則第3条の3第1項、第2項に定める公的年金給付等受給層、第3条の4に定める児童扶養手当一部支給停止適用除外層、第3条の5に定める所得状況層及び第4条に定める現況層に係る手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
647	59	31の3- 2	39-142	退職共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
648	59	31の3- 2	39-163	障害共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
649	59	31の3- 1	39-164	遺族共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
650	59	31の3- 2	39-165	遺族共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
651	59	31の3- -2	39-178	遺族共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
652	59	31の3- -2	39-179	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
653	59	31の3- -2	39-180	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
654	59	31の3- -2	39-181	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
655	59	31の3- -1	39-195	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
656	59	31の3- -2	39-196	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
657	59	31の3- -1	39-198	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額の支給事由該当の届出の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
658	59	31の3- -2	39-199	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の改給権に係る加給年金額の支給事由該当の届出の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
659	59	31の3- -1	39-201	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による特別支給の退職共済年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
660	59	31の3- -2	39-202	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による特別支給の退職共済年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
661	59	31の3- -1	39-203	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権に係る加給年金額対象者不該当局の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
662	59	31の3- -2	39-204	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権に係る加給年金額対象者不該当局の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
663	59	31の3- -2	39-209	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
664	59	31の3- -1	39-210	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
665	59	31の3- 2	39-211	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
666	59	31の3- 2	39-212	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者胎児出生届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る胎児出生による届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
667	59	31の3- 1	39-213	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
668	59	31の3- 2	39-214	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
669	59	31の3- 1	39-215	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
670	59	31の3- 2	39-216	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
671	59	31の3- 2	39-225	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
672	59	31の3- 1	39-226	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
673	59	31の3- 2	39-227	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
674	59	31の3- 1	39-229	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
675	59	31の3- 2	39-230	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
676	59	31の3- 1	39-231	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
677	59	31の3- 2	39-232	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
678	59	31の3- 1	39-233	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
679	59	31の3- 2	39-234	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
680	59	31の3- 1	39-236	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
681	59	31の3- 2	39-237	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
682	59	31の3- 1	39-238	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
683	59	31の3- 2	39-239	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の加給年金額加算の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
684	59	31の3- 2	39-247	死亡当時胎児だった子が出生したときの被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の裁定請求の特例に係る請求書の受理・審査・通知	死亡当時胎児だった子が出生したときの被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
685	59	31の3- 1	39-260	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
686	59	31の3- 2	39-261	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
687	59	31の3- 1	39-262	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
688	59	31の3- 2	39-263	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
689	59	31の3- 2	39-265	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
690	59	31の3- 1	39-266	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
691	59	31の3- 2	39-267	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
692	59	31の3- 2	39-269	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
693	59	31の3- 1	39-270	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
694	59	31の3- 2	39-271	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第6 1条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
695	59	31の3- 1	39-272	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	遺族一時金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
696	59	31の3- 2	39-273	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	遺族一時金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
697	59	31の3- 2	39-275	公務障害年金の額改定請求書の受理・審査・通知	公務障害年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
698	59	31の3- 2	39-276	公務障害年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
699	59	31の3- 1	39-277	公務遺族年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務遺族年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
700	59	31の3- 2	39-278	公務遺族年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務遺族年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
701	59	31の3- 2	39-280	公務遺族年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
702	59	31の3- 1	39-283	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
703	59	31の3- 2	39-284	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
704	59	31の3- 2	39-286	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
705	59	31の3- 1	39-288	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
706	59	31の3- 2	39-289	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
707	59	31の3- 2	39-291	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
708	59	31の3- 2	39-294	遺族共済年金（追加費用対象期間を有する者）に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
709	60	31の4- 1	39-295	障害共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	障害共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局公務員部福利課	
710	60	31の4- 1	39-296	障害共済年金（経過的職域加算額）の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局公務員部福利課	
711	60	31の4- 1	39-297	遺族共済年金（経過的職域加算額）の併給の調整による支給停止の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局公務員部福利課	
712	59	31の3- 2	39-301	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給に関する審査	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
713	59	31の3- 1	39-303	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給に関する審査	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
714	58	31の2の2- 12ニ	39-308	被扶養者の認定（日本年金機構）	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局公務員部福利課	
715	58	31の2の2- 12ニ	39-309	被扶養者の認定（国家公務員共済組合連合会）	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局公務員部福利課	
716	58	31の2の2- 12ニ	39-310	被扶養者の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
717	58	31の2の2- 12ニ	39-311	被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団）	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
718	58	31の2の2- 13ニ	39-312	組合員被扶養者証の検認又は更新（日本年金機構）	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
719	58	31の2の2- 13ニ	39-313	組合員被扶養者証の検認又は更新（国家公務員共済組合連合会）	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
720	58	31の2の2- 13ニ	39-314	組合員被扶養者証の検認又は更新（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
721	58	31の2の2- 13ニ	39-315	組合員被扶養者証の検認又は更新（日本私立学校振興・共済事業団）	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
722	58	31の2の2- 10ロ	39-316	傷病手当金の支給決定（日本年金機構）	地方公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
723	58	31の2の2- 10ロ	39-317	傷病手当金の支給決定（国家公務員共済組合連合会）	地方公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
724	58	31の2の2- 10ロ	39-318	傷病手当金の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
725	58	31の2の2- 10ロ	39-319	傷病手当金の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団）	地方公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
726	58	31の2の2- 12ヘ	39-322	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	総務省自治行政局 公務員部福利課	
727	58	31の2の2- 13ヘ	39-323	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	総務省自治行政局 公務員部福利課	
728	58	31の2の2- 12ト	39-324	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費増税に運動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	総務省自治行政局 公務員部福利課	
729	58	31の2の2- 13ト	39-325	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費増税に運動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	総務省自治行政局 公務員部福利課	
730	59	31の3- 1	39-327	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例としてとされた改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村民長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
731	59	31の3- 2	39-330	三歳に満たない子を養育する加入者等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出の受理	年金額の計算において養育特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村民長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
732	62	33- 7	41-12	措置に要する費用の徴収（日本年金機構への照会）	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な5歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村民長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局 高齢者支援課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
733	62	33- 7	41-15	措置に要する費用の徴収（国家公務員共済組合連合会への照会）	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
734	62	33- 7	41-16	措置に要する費用の徴収（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
735	62	33- 7	41-17	措置に要する費用の徴収（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
736	66	37- -1ハ	46-4	特別児童扶養手当の認定（日本年金機構への照会）	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、指定都市）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
737	66	37- -1ハ	46-7	特別児童扶養手当の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、指定都市）から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
738	66	37- -1ハ	46-8	特別児童扶養手当の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、指定都市）から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
739	66	37- -1ハ	46-9	特別児童扶養手当の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、指定都市）から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
740	66	37- -3ロ	46-32	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査（国家公務員共済組合連合会への照会）	受給者の特別児童扶養手当額改定請求書の内容を認定機関（都道府県、指定都市）が審査するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
741	66	37- -3ロ	46-33	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	受給者の特別児童扶養手当額改定請求書の内容を認定機関（都道府県、指定都市）が審査するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
742	66	37- -3ロ	46-34	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	受給者の特別児童扶養手当額改定請求書の内容を認定機関（都道府県、指定都市）が審査するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
743	66	37- -3ロ	46-35	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査（日本年金機構への照会）	特別児童扶養手当額改定請求書の内容を認定機関（都道府県、指定都市）が受給者を審査するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
744	66	37- -1ホ	46-36	特別児童扶養手当の認定	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、指定都市）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省障害保健福祉部企画課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
745	66	37- -3ニ	46-37	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査	受給者の特別児童扶養手当額改定請求書の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
746	85	43の3の2- -2 43の3の2- -4	47-35	福祉手当所得状況届の内容の審査（日本年金機構への照会）	受給者の福祉手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続（日本年金機構への照会）	54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
747	85	43の3の2- -3	47-38	福祉手当所得状況届の内容の審査（国家公務員共済組合連合会への照会）	受給者の福祉手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
748	85	43の3の2- -5	47-39	福祉手当所得状況届の内容の審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	受給者の福祉手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
749	85	43の3の2- -1	47-40	福祉手当所得状況届の内容の審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	受給者の福祉手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
750	68	38の2- -1イ	47-69	障害児福祉手当の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
751	68	38の2- -1イ	47-70	障害児福祉手当の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
752	68	38の2- -1イ	47-71	障害児福祉手当の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
753	68	38の2- -1イ	47-72	障害児福祉手当の認定（日本年金機構への照会）	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
754	68	38の2- -1イ	47-73	特別障害者手当の認定（日本年金機構への照会）	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
755	68	38の2- 1イ	47-74	特別障害者手当の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
756	68	38の2- 1イ	47-75	特別障害者手当の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
757	68	38の2- 1イ	47-76	特別障害者手当の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
758	68	38の2- 2イ	47-77	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（日本年金機構への照会）	受給者の特別障害者手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県、指定都市）が審査するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
759	68	38の2- 2イ	47-78	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（国家公務員共済組合連合会への照会）	受給者の特別障害者手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県、指定都市）が審査するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
760	68	38の2- 2イ	47-79	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	受給者の特別障害者手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県、指定都市）が審査するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
761	68	38の2- 2イ	47-80	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	受給者の特別障害者手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県、指定都市）が審査するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
762	68	38の2- 1ハ	47-81	障害児福祉手当の認定	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
763	68	38の2- 1ハ	47-82	特別障害者手当の認定	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
764	68	38の2- 2ハ	47-83	特別障害者手当所得状況届の内容の審査	特別障害者手当所得状況届に必要な情報を認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）が受給者に確認するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
765	85	43の3の2- 7	47-84	福祉手当所得状況届の内容の審査	受給者の福祉手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県、指定都市）が審査するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
766	72	39の3- 3	54-2	休業補償の請求に係る事実についての審査	休業補償の請求内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
767	72	39の3- 2	54-6	遺族補償年金の支給停止の申請又は支給停止の解除の申請の審査	遺族補償年金の支給停止の申請又は支給停止の解除の申請についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
768	72	39の3- 2	54-8	傷病補償年金の支給の決定に係る申請の審査	傷病補償年金の支給の決定に係る申請内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
769	72	39の3- 2	54-10	療養の現状等に関する報告の審査	療養の現状等に関する報告の報告内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
770	72	39の3- 2	54-12	年金たる補償の受給権者の定期報告の審査	年金たる補償の受給権者の定期報告の報告内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
771	72	39の3- 2	54-14	年金たる補償の受給権者の届出の審査	年金たる補償の受給権者の届出の届出内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局 公務員部安全厚生 推進室	
772	72	39の3- 2	54-17	障害補償年金の請求に係る事実についての審査	障害補償年金の請求内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局 公務員部安全厚生 推進室	
773	72	39の3- 2	54-18	遺族補償年金の請求に係る事実についての審査	遺族補償年金の請求内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局 公務員部安全厚生 推進室	
774	72	39の3- 2	54-19	年金たる補償の各支払期月の支払いに関する事務	年金たる補償の各支払期月に当該支払に係る事実関係を確認し支払いを行う手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局 公務員部安全厚生 推進室	
775	75	40の2- 1	56-6	認定の請求に係る事実の審査（被用者・非被用者の別の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	内閣府子ども・子育て本部児童手当 管理室	
776	75	40の2- 2	56-13	現況の届出に係る事実の審査（被用者・非被用者の別の確認）	受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	内閣府子ども・子育て本部児童手当 管理室	
777	76	40の3- 1イ、ハ	57-3	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認の請求の受理（日本年金機構への照会）	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことを公共職業安定所に確認するよう請求するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
778	76	40の3- 1イ、ハ	57-4	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認の通知（日本年金機構への照会）	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことを公共職業安定所に確認するよう請求するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
779	76	40の3- 3イ、ハ	57-13	受給資格の決定（日本年金機構への照会）	基本手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
780	76	40の3- 4イ、ハ	57-16	失業の認定（日本年金機構への照会）	基本手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
781	76	40の3- 5イ、ハ	57-23	未支給の失業等給付の請求についての審査（日本年金機構への照会）	未支給失業給付に死亡者の遺族が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
782	76	40の3- 3イ、ハ	57-29	高年齢被保険者の受給資格の決定（日本年金機構への照会）	高年齢求職者給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
783	76	40の3- 4イ、ハ	57-31	高年齢受給資格者の失業の認定（日本年金機構への照会）	高年齢求職者給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

[illegible]

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
796	76	40の3～ 4口	57-133	高年齢受給資格者の失業の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	高年齢受給者給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
797	76	40の3～ 3口	57-134	短期雇用特例被保険者の受給資格決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	特例一時金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
798	76	40の3～ 4口	57-135	短期雇用特例受給資格者の失業の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	特例一時金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
799	76	40の3～ 3口 40の3～ 4口	57-136	日雇労働被保険者に係る資格決定及び失業の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	日雇労働受給者給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
800	76	40の3～ 3口 40の3～ 4口	57-137	日雇労働受給者給付金の特例に係る資格決定及び失業の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	日雇労働受給者給付金の特例による給付を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
801	76	40の3～ 3口	57-138	教育訓練支援給付金に係る受給資格決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	教育訓練支援給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
802	76	40の3～ 4口	57-139	教育訓練支援給付金に係る失業の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	教育訓練支援給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
803	81	43の2～ 7 43の2～ 9	59-120	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付（日本年金機構への照会）	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を被保険者が後期高齢者医療広域連合から交付されるための手続（老齢福祉年金の受給権の有無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
804	81	43の2～ 8 43の2～ 10	59-121	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の検証又は更新（交付）（日本年金機構への照会）	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を被保険者が後期高齢者医療広域連合から検証（更新）されるための手続（老齢福祉年金の受給権の有無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
805	81	43の2～ 5	59-122	食事療養標準負担額の減額に関する特例による入院時食事療養費又は保険外併用療養費の支給（日本年金機構への照会）	入院時食事療養費における標準負担額減額に伴う差額の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）（老齢福祉年金の受給権の有無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
806	81	43の2～ 5	59-123	生活療養標準負担額の減額に関する特例による入院時生活療養費又は保険外併用療養費の支給（日本年金機構への照会）	入院時生活療養費における標準負担額減額に伴う差額の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）（老齢福祉年金の受給権の有無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
807	81	43の2～ 6	59-124	特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定「被保険者への通知」（日本年金機構への照会）	特定疾病給付対象療養に係る認定を後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）（老齢福祉年金の受給権の有無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
808	81	43の2～ 2	59-125	高額療養費の支給（日本年金機構への照会）	高額療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）（老齢福祉年金の受給権の有無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
809	81	43の2～ 3	59-126	高額介護合算療養費の支給に関する事務「基準日被保険者」（日本年金機構への照会）	高額介護合算療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）（老齢福祉年金の受給権の有無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
810	81	43の2- 4	59-139	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定（日本年金機構への照会）	後期高齢者医療制度の被保険者となるために必要な認定を65歳～74歳で一定の障害の状態にある方が後期高齢者広域連合から受けるための手続（障害年金の受給の有無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
811	81	43の2- 4	59-140	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	後期高齢者医療制度の被保険者となるために必要な認定を65歳～74歳で一定の障害の状態にある方が後期高齢者広域連合から受けるための手続（障害年金の受給の有無）（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
812	81	43の2- 4	59-141	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	後期高齢者医療制度の被保険者となるために必要な認定を65歳～74歳で一定の障害の状態にある方が後期高齢者広域連合から受けるための手続（障害年金の受給の有無）（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
813	81	43の2- 4	59-142	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	後期高齢者医療制度の被保険者となるために必要な認定を65歳～74歳で一定の障害の状態にある方が後期高齢者広域連合から受けるための手続（障害年金の受給の有無）（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
814	84	43の3- 2	60-1	旧船員保険法による老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧船員保険法による老齢年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
815	84	43の3- 2	60-2	旧船員保険法による老齢年金の支給停止が解除された場合の届出の受理・審査・通知	旧船員保険法による老齢年金の支給停止を解除するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
816	84	43の3- 2	60-6	旧船員保険法による障害年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧船員保険法による障害年金及び障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
817	84	43の3- 2	60-10	旧船員保険法による障害年金の支給停止が解除された場合の届出の受理・審査・通知	旧船員保険法による障害年金の支給停止を解除するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
818	84	43の3- 2	60-15	旧船員保険法による遺族年金の支給停止が解除された場合の届出の受理・審査・通知	旧船員保険法による遺族年金の支給停止を解除するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
819	84	43の3- 2	60-37	旧船員保険法による遺族年金の選択の届出の受理・審査・通知	旧船員保険法による遺族年金の選択届に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
820	84	43の3- 2	60-43	旧船員保険法による年金受給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
821	84	43の3- 2	60-66	旧船員保険法による障害年金の改定請求の受理・審査・通知	旧船員保険法による障害年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
822	87	44- 1ツ	63-16	支援給付の実施（日本年金機構への照会）	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
823	87	44- 1ツ	63-18	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
824	87	44- 2ツ	63-64	支援給付の申請に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
825	87	44- 2ツ	63-66	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
826	87	44- 3ツ	63-91	職権による支援給付の開始若しくは変更（日本年金機構への照会）	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
827	87	44- 3ツ	63-93	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
828	87	44- 4ツ	63-115	支援給付の停止若しくは廃止（日本年金機構への照会）	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
829	87	44- 4ツ	63-117	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
830	87	44- 6ソ	63-140	徴収金の徴収（日本年金機構への照会）	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
831	87	44- 6ツ	63-142	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
832	87	44- 5ソ	63-199	支援給付に要する費用の返還（日本年金機構への照会）	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
833	87	44- 5ツ	63-206	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
834	87	44- 1ネ	63-238	支援給付の実施（日本年金機構への照会）	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費増税に運動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
835	87	44- 2ネ	63-239	支援給付の申請に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費増税に運動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
836	87	44- 3ネ	63-240	職権による支援給付の開始若しくは変更（日本年金機構への照会）	支援給付決定若しくは変更を要する者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費増税に運動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
837	87	44- 4ネ	63-241	支援給付の停止若しくは廃止（日本年金機構への照会）	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費増税に運動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
838	87	44- 6ネ	63-242	徴収金の徴収（日本年金機構への照会）	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費増税に運動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
839	87	44- 5ネ	63-243	支援給付に要する費用の返還（日本年金機構への照会）	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費増税に運動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
840	91	44の5- 2	66-1	旧適用法人共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧適用法人共済組合員期間を有する方に係る退職共済年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
841	91	44の5- 1	66-2	旧適用法人共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧適用法人共済組合員期間を有する方に係る退職共済年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
842	91	44の5- 2	66-3	併給の調整による退職共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
843	91	44の5- 1	66-4	併給の調整による退職共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
844	91	44の5- 2	66-5	退職共済年金の併給調整事由消滅の届出等への受理・審査・通知	退職共済年金の併給調整事由消滅の届出等に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
845	91	44の5- 1	66-6	退職共済年金の併給調整事由消滅の届出等への受理・審査・通知	退職共済年金の併給調整事由消滅の届出等に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
846	91	44の5- 2	66-7	退職共済年金受給権者に係る胎児出生による額改定の請求書の受理・審査・通知	退職共済年金受給権者に係る胎児出生による額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
847	91	44の5- 2	66-10	退職共済年金受給権者に係る加給年金額の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	退職共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
848	91	44の5- 2	66-13	併給の調整による障害共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
849	91	44の5- 1	66-14	併給の調整による障害共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
850	91	44の5- 2	66-15	障害共済年金の併給調整事由消滅の届出等の受理・審査・通知	障害共済年金の併給調整事由消滅の届出等に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
851	91	44の5- 1	66-16	障害共済年金の併給調整事由消滅の届出等の受理・審査・通知	障害共済年金の併給調整事由消滅の届出等に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
852	91	44の5- 2	66-17	障害共済年金受給権者の障害の程度が変わったときの繰改定請求書の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の繰改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
853	91	44の5- 2	66-18	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの届出の受理・審査・通知	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
854	91	44の5- 1	66-19	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの届出の受理・審査・通知	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
855	91	44の5- 2	66-21	障害共済年金受給権者が新障害等級に該当したときの届出等の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者が新障害等級に該当したときの届出等に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
856	91	44の5- 1	66-22	障害共済年金受給権者が新障害等級に該当したときの届出等の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者が新障害等級に該当したときの届出等に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
857	91	44の5- 2	66-25	障害共済年金受給権者に係る加給年金額の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	障害共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
858	91	44の5- 2	66-30	併給の調整による遺族共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
859	91	44の5- 2	66-63	各共済年金受給権者の死亡による支払未済の給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
860	91	44の5- 2	66-67	各共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	各共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
861	91	44の5- 1	66-68	各共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	各共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
862	91	44の5- 2	66-73	各共済年金受給権者に係る受給代表者の変更の申請書の受理・審査・通知	各共済年金受給権者に係る受給代表者を変更するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
863	92	45- 3	67-4	旧適用法人共済組合（ＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴ）に係る給付を行う際の確認（国家公務員共済組合連合会）	元組合員が死亡した際に、遺族が日本鉄道共済組合に遺族特例年金給付を請求する手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
864	92	45- 3	67-5	旧適用法人共済組合（ＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴ）に係る給付を行う際の確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	元組合員が死亡した際に、遺族が日本鉄道共済組合に遺族特例年金給付を請求する手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
865	92	45- 3	67-6	旧適用法人共済組合（ＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴ）に係る給付を行う際の確認（日本私立学校振興・共済事業団）	元組合員が死亡した際に、遺族が日本鉄道共済組合に遺族特例年金給付を請求する手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
866	92	45- 3	67-7	旧適用法人共済組合（ＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴ）に係る給付を行う際の確認（日本年金機構）	元組合員が死亡した際に、遺族が日本鉄道共済組合に遺族特例年金給付を請求する手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
867	94	47- 38木	68-269	地域支援事業の実施の要件確認（日本年金機構への照会）	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課		
868	94	47- 41ニ	68-270	地域支援事業の利用料に係る事務（日本年金機構への照会）	地域支援事業の利用料を市町村が利用者から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課		
869	94	47- 44木	68-271	保険料賦課要件の確認（日本年金機構への照会）	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課		
870	94	47- 16木	68-272	特定入所介護サービス費の支給の要件確認（日本年金機構への照会）	市町村が特定入所介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課		

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

[illegible]

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
888	94	47-29ホ	68-290	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局介護保険計画課	
889	94	47-29ホ	68-291	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局介護保険計画課	
890	94	47-40ホ	68-292	高額介護予防サービス費相当事業の支給の要件確認（日本年金機構への照会）	高額介護予防サービス費相当事業の支給を受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課	
891	101	49の2-2	74-1	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
892	101	49の2-1	74-2	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
893	101	49の2-2	74-3	退職共済年金の加給年金額加算開始事由該当の届出の受理・審査・通知	退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
894	101	49の2-1	74-4	退職共済年金の加給年金額加算開始事由該当の届出の受理・審査・通知	退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
895	101	49の2-2	74-5	退職共済年金受給権者に係る胎児出生の届出の受理・審査・通知	退職共済年金受給権者に係る胎児出生による届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
896	101	49の2-2	74-9	退職共済年金受給権者に係る加給年金額の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	退職共済年金の加給年金額の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
897	101	49の2-2	74-10	退職共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	退職共済年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
898	101	49の2-1	74-11	退職共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	退職共済年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
899	101	49の2-2	74-13	退職共済年金受給権に係る障害者特例の請求書の受理・審査・通知	特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
900	101	49の2-1	74-14	退職共済年金受給権に係る障害者特例の請求書の受理・審査・通知	特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
901	101	49の2-2	74-17	障害共済年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
902	101	49の2-2	74-18	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの届出の受理・審査・通知	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
903	101	49の2-1	74-19	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの届出の受理・審査・通知	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
904	101	49の2-2	74-20	障害共済年金受給権者に係る加給年金額の対象者に関する届出の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者に係る加給年金額の対象者に関する届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
905	101	49の2-2	74-21	障害共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	障害共済年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
906	101	49の2-1	74-22	障害共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	障害共済年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
907	101	49の2-2	74-24	障害共済年金受給権者に係る障害該当届出の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者が障害の状態に該当しなくなった後、再度障害の状態に該当した場合に、障害共済年金年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
908	101	49の2-1	74-25	障害共済年金受給権者に係る障害該当届出の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者が障害の状態に該当しなくなった後、再度障害の状態に該当した場合に、障害共済年金年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
909	101	49の2-2	74-26	遺族共済年金受給権者に係る胎児出生の届出の受理・審査・通知	遺族共済年金受給権者に係る胎児出生による届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
910	101	49の2-2	74-34	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの減額退職年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの減額退職年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
911	101	49の2-1	74-35	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの減額退職年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの減額退職年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
912	101	49の2-2	74-36	退職年金等の支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	退職年金等の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
913	101	49の2-1	74-37	退職年金等の支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	退職年金等の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
914	101	49の2-2	74-39	障害年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	障害年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
915	101	49の2- 2	74-41	障害年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	障害年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
916	101	49の2- 1	74-42	障害年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	障害年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
917	101	49の2- 2	74-54	各共済年金受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
918	101	49の2- 2	74-55	各共済年金受給権者に係る併給調整による支給停止解除の受理・審査・通知	各共済年金受給権者がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
919	101	49の2- 1	74-56	各共済年金受給権者に係る併給調整による支給停止解除の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
920	101	49の2- 2	74-57	退職共済年金受給権者に係る併給調整による支給停止解除の受理・審査・通知	廃止前農林共済法の規定により退職共済年金の一部の支給の停止の解除を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
921	101	49の2- 1	74-58	退職共済年金受給権者に係る併給調整による支給停止解除の受理・審査・通知	廃止前農林共済法の規定により退職共済年金の一部の支給の停止の解除を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
922	101	49の2- 2	74-62	各共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	各共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
923	101	49の2- 1	74-63	各共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	各共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
924	101	49の2- 1	74-64	障害状態不該当者に係る障害該当の届出の受理・審査・通知	旧制度農林共済法の障害の状態に該当しなくなった後、再度障害の状態に該当した場合に、障害共済年金年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
925	101	49の2- 2	74-65	障害状態不該当者に係る障害該当の届出の受理・審査・通知	旧制度農林共済法の障害の状態に該当しなくなった後、再度障害の状態に該当した場合に、障害共済年金年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
926	103	51- 1 51- 2ロ	77-40	被保険者資格の取得に係る審査	被保険者資格の取得要件を確認するための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし	独立行政法人農業者年金基金	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	農林水産省経営政策課	
927	107	54- 1イ	83-2	特別障害給付金の認定の請求書の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
928	107	54- 1ハ	83-5	特別障害給付金の認定の請求書の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
929	107	54- 3イ	83-9	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出に係る手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
930	107	54- 3ハ	83-12	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出に係る手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
931	107	54- 2イ	83-23	特別障害給付金の支給の調整に該当する場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当する場合の届出に係る手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
932	107	54- 2ロ	83-26	特別障害給付金の支給の調整に該当する場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当する場合の届出に係る手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
933	107	54- 1ロ	83-28	特別障害給付金の認定の請求書の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
934	107	54- 4	83-29	特別障害給付金受給資格者に係る現況の届出の受理・審査・確認	特別障害給付金受給資格者の現況届に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
935	107	54- 3ロ	83-30	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
936	107	54- 5	83-31	特別障害給付金受給権者に係る未払の特別障害給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の特別障害給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業企画課・事業管理課	
937	108	55- 4	84-103	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
938	108	55- 3	84-125	訓練等給付費（就労継続支援B型）の支給決定	訓練等給付費（就労継続支援B型）の支給決定を居住地市町村から受けるための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	

【本格運用】 情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

[illegible]

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
955	111	56- 1	87-1	時効特例給付の請求書の受理・審査・通知	時効特例給付の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
956	112	57- 1	90-1	保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求書の受理・審査・通知	保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
957	112	57- 1	90-2	既支払者が施行日前に死亡した場合等の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求書の受理・審査・通知	既支払者が施行日前に死亡した場合等の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
958	112	57- 1	90-3	既支払者が保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求後に死亡した場合の未支給の特別加算金の受理・審査・通知	既支払者が保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求後に死亡した場合の未支給の特別加算金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
959	114	59- 4、6	92-8	職業訓練受講給付金の支給（日本年金機構への照会（年金情報））	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（職業安定局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室	
960	114	59- 5	92-9	職業訓練受講給付金の支給（国家公務員共済組合連合会への照会（年金情報））	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（職業安定局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室	
961	114	59- 7	92-10	職業訓練受講給付金の支給（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会（年金情報））	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（職業安定局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室	
962	114	59- 3	92-11	職業訓練受講給付金の支給（日本私立学校振興・共済事業団への照会（年金情報））	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（職業安定局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室	
963	114	59- 9	92-13	職業訓練受講給付金の支給（日本年金機構への照会（年金生活者支援給付金情報））	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費増税に連動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室	
964	114	59- 8	92-14	職業訓練受講給付金の支給（日本年金機構への照会（特別障害給付金情報））	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室	
965	116	59の2の2- 1ラ	94-17	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
966	116	59の2の2- 3 (59の2の2- 1ラ)	94-32	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
967	116	59の2の2- 4 (59の2の2- 1ラ)	94-45	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
968	116	59の2の2- 5 (59の2の2- 1ラ)	94-58	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
969	116	59の2の2- 2 (59の2の2- 1ラ)	94-73	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
970	117	59の2の2- 2	95-1	老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	老齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	所得・世帯状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
971	117	59の2の2- 2	95-2	補足的老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	補足的老齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	所得・世帯状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
972	117	59の2の2- 2	95-3	未支払の老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の老齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
973	117	59の2の2- 2	95-4	未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
974	117	59の2の2- 2	95-5	未支払の障害年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の障害年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
975	117	59の2の2- 2	95-6	未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の遺族年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
976	117	59の2の2- 1	95-7	老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	老齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	所得・世帯状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
977	117	59の2の2- 1	95-8	補足的老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	補足的老齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	所得・世帯状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
978	117	59の2の2- 1	95-9	障害年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	障害年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	所得状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
979	117	59の2の2- 1	95-10	遺族年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	遺族年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	所得状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
980	120	59の3- 1へ、 チ、ヌ	98-45	特定医療費の支給認定（日本年金機構への照会）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（日本年金機構への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
981	120	59の3- 1リ	98-46	特定医療費の支給認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
982	120	59の3- 1ト	98-48	特定医療費の支給認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
983	120	59の3- 2へ、 チ、ヌ	98-51	特定医療費の支給認定の変更（日本年金機構への照会）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（日本年金機構への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
984	120	59の3- 2リ	98-52	特定医療費の支給認定の変更（国家公務員共済組合連合会への照会）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
985	120	59の3- 2ル	98-53	特定医療費の支給認定の変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
986	120	59の3- 2ト	98-54	特定医療費の支給認定の変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
987	120	59の3- 1ル	98-67	特定医療費の支給認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	

(参考) 情報連携の試行運用を行う 事務手続の一覧(年金関係手続) (R4.10.31時点)

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
ID認証・マイナンバー担当

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1	1	1-2ホ	1-74	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課
2	4	4-2ホ	3-53	船員保険の被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、船員保険に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課
3	7	6の2-2(6の2-1ハ)	5-29	労働者災害補償保険法による障害（補償）等年金の請求の審査	労働者が被災しその傷病が治癒後、障害補償年金及び障害年金を受給するための認定を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
4	7	6の2-2(6の2-1ハ)	5-30	労働者災害補償保険法による遺族（補償）等年金の請求の審査	労働者が死亡し、その遺族が遺族補償年金及び遺族年金を受給するための認定を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
5	7	6の2-5(6の2-1ハ)	5-31	労働者災害補償保険法による傷病（補償）等年金の支給の決定に係る届出の審査	労働者が被災しその傷病が治らず、傷病補償年金及び傷病年金を受給するための認定を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
6	7	6の2-3(6の2-1ハ)	5-32	労働者災害補償保険法による障害（補償）等一時金の請求の審査	労働者が被災しその傷病が治癒後、障害補償一時金及び障害一時金を受給するための認定を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
7	7	6の2-8(6の2-1ハ)	5-33	労働者災害補償保険法による年金である保険給付の払渡希望金融機関等の変更に係る届出の審査	年金たる保険給付の受給権者が、払渡金融機関等の変更を行うための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
8	7	6の2-1ハ	5-34	労働者災害補償保険法による傷病（補償）等年金、障害（補償）等年金及び遺族（補償）等年金の各支払期月の支払に関する事務	障害（補償）年金及び傷病（補償）年金受給者に、各支払月に年金を支払う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
9	7	6の2-4(6の2-1ハ)	5-35	労働者災害補償保険法による障害（補償）等一時金の支給に関する事務	労働者が被災しその傷病が治癒後、障害補償一時金及び障害一時金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
10	18	13-1ハ	10-25	死亡一時金、遺族年金、遺族一時金の支給	予防接種法第16条に基づく死亡一時金、遺族年金、遺族一時金の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
11	19	13の2-1ロ	10-27	障害児養育年金の支給	予防接種法第16条に基づく障害児養育年金の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
12	19	13の2-2ハ	10-28	障害年金の支給	予防接種法第16条に基づく障害年金の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
13	34	22の3-1ハ	22-558	退職共済年金の決定の請求の確認	退職共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
14	34	22の3-1ハ	22-559	退職共済年金の額の改定の請求の確認	退職共済年金の支給を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
15	34	22の3-1ハ	22-560	雇用保険の基本手当等を受けることとなつたときの退職共済年金の支給停止の届出の確認	退職共済年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
16	34	22の3-1ニ	22-564	退職年金の決定の請求の確認	終身退職年金及び有期退職年金の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
17	34	22の3-1ニ	22-565	退職年金の払渡希望金融機関等の変更の届出	退職年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
18	34	22の3-1ニ	22-566	職務障害年金の決定の請求の確認	退職等年金給付（新3階年金）のうち、職務傷病を原因とする障害の状態になった場合に支給する職務障害年金の額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
19	34	22の3-1ニ	22-567	職務障害年金の払渡希望金融機関等の変更の届出	職務障害年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
20	34	22の3-1ニ	22-568	職務遺族年金の決定の請求の確認	退職等年金給付（新3階年金）のうち、加入者又は加入者であった者が職務傷病を理由に死亡した場合に支給される職務遺族年金の額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
21	34	22の3-1ニ	22-569	職務遺族年金の払渡希望金融機関等の変更の届出	職務遺族年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
22	34	22の3-1ニ	22-570	退職共済年金（経過的職域加算額）の裁定請求書の受理・審査・通知	退職共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
23	34	22の3- 1ニ	22-571	退職共済年金（経過の職域加算額）の払渡希望金融機関等の変更の届出	退職共済年金（経過の職域加算額）の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
24	34	22の3- 1ニ	22-572	退職共済年金（経過の職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
25	34	22の3- 1ニ	22-573	障害共済年金（経過の職域加算額）の裁定請求書の受理・審査・通知	障害共済年金（経過の職域加算額）の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
26	34	22の3- 1ニ	22-574	障害共済年金（経過の職域加算額）の払渡希望金融機関等の変更の届出	障害共済年金（経過の職域加算額）の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
27	34	22の3- 1ニ	22-575	障害共済年金（経過の職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
28	34	22の3- 1ニ	22-576	遺族共済年金（経過の職域加算額）の裁定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過の職域加算額）の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
29	34	22の3- 1ニ	22-577	遺族共済年金（経過の職域加算額）の払渡希望金融機関等の変更の届出	遺族共済年金（経過の職域加算額）の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
30	34	22の3- 1ニ	22-578	遺族共済年金（経過の職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
31	34	22の3- 1ニ	22-579	退職共済年金の決定の請求の確認	退職共済年金の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
32	34	22の3- 1ニ	22-580	退職共済年金の払渡希望金融機関等の変更の届出	退職共済年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
33	34	22の3- 1ニ	22-581	障害共済年金の決定の請求の確認	障害共済年金の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
34	34	22の3- 1ニ	22-582	障害共済年金の払渡希望金融機関等の変更の届出	障害共済年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
35	34	22の3- 1ニ	22-583	遺族共済年金の決定の請求の確認	遺族共済年金の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
36	34	22の3- 1ニ	22-584	遺族共済年金の払渡希望金融機関等の変更の届出	遺族共済年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
37	34	22の3- 1ニ	22-585	整理退職一時金の決定請求書の受理・審査・通知	整理退職一時金の支給額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
38	34	22の3- 1ニ	22-586	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	退職等年金給付（新3職年金）のうち、退職年金を受給していない者又は有期退職年金受給者が死亡した場合に支給される遺族一時金の額を決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
39	35	22の4- 2へ	24-243	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
40	35	22の4- 2へ	24-244	老齢厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本年金機構）	老齢厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
41	35	22の4- -2へ	24-245	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
42	35	22の4- -2へ	24-246	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金及び障害手当金を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
43	35	22の4- -2へ	24-247	障害厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本年金機構）	障害厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
44	35	22の4- -2へ	24-248	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
45	35	22の4- -2へ	24-249	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続遺族厚生年金	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
46	35	22の4- -2へ	24-250	胎児が出生したことによる遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
47	35	22の4- -2へ	24-251	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
48	35	22の4- -2へ	24-252	遺族厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本年金機構）	遺族厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
49	35	22の4- -2へ	24-255	特例老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特例老齢年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
50	35	22の4- -2へ	24-256	特例老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本年金機構）	特例老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
51	35	22の4- -2へ	24-257	特例老齢年金の未支給請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の特例老齢年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
52	35	22の4- -2へ	24-258	特例遺族年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特例遺族年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
53	35	22の4- -2へ	24-259	特例遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本年金機構）	特例遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
54	35	22の4- -2へ	24-260	特例遺族年金の未支給請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の特例遺族年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
55	35	22の4- -2へ	24-261	旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の未支給請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧厚生年金保険法による未支給の年金たる保険給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
56	35	22の4- -2へ	24-262	旧法老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧法老齢年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
57	35	22の4- -2へ	24-263	旧法老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本年金機構）	旧法老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
58	35	22の4- -2へ	24-264	旧法通算老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧法通算老齢年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
59	35	22の4- -2へ	24-265	旧法通算老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本年金機構）	旧法通算老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
60	35	22の4- -2へ	24-266	旧法障害年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本年金機構）	旧法通算老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
61	35	22の4- -2へ	24-267	旧法遺族年金額の改定の請求（日本年金機構）	旧法遺族年金額の改定を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
62	35	22の4- -2へ	24-268	旧法遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本年金機構）	旧法通算老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	
63	35	22の4- -2へ	24-269	旧法通算遺族年金額の改定の請求（日本年金機構）	旧法通算遺族年金額の改定を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し		厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
64	35	22の4- -2へ	24-270	旧法通算遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本年金機構）	旧法通算遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し		厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
65	35	22の4- -2へ	24-271	旧法通算遺族年金の未支給請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の旧法通算遺族年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し		厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
66	35	22の4- -2へ	24-272	旧法特例老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧法通算遺族年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し		厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
67	35	22の4- -2へ	24-273	旧法特例老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本年金機構）	旧法特例老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し		厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
68	35	22の4- -2へ	24-274	旧法特例老齢年金の未支給請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の旧法特例老齢年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し		厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
69	35	22の4- -2へ	24-275	旧法特例遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本年金機構）	旧法特例遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し		厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
70	35	22の4- -2へ	24-276	旧法特例遺族年金の未支給請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧法特例遺族年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し		厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
71	35	22の4-4-2	24-521	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し		厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
72	35	22の4-4-2	24-522	老齢厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し		厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
73	35	22の4-4-2	24-523	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	未支給の老齢厚生年金を死亡者の遺族が日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し		厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
74	35	22の4-4-2	24-524	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
75	35	22の4-4-2	24-525	障害厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
76	35	22の4-4-2	24-526	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	未支給の障害厚生年金を死亡者の遺族が日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
77	35	22の4-4-2	24-527	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
78	35	22の4-4-2	24-528	胎児が出生したことによる遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
79	35	22の4-4-2	24-529	遺族厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族厚生年金の受給権者の払渡希望金融機関等を変更するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
80	35	22の4-4-2	24-530	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	未支給の遺族厚生年金を死亡者の遺族が日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
81	35	22の4-4-2	24-531	厚生年金保険の脱退一時金請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	脱退一時金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
82	35	22の4-4-2	24-532	未支給の厚生年金保険の脱退一時金請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	未支給の脱退一時金を死亡者の遺族が日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
83	35	22の4-2-2	24-592	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課
84	35	22の4-2-2	24-619	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（国家公務員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
85	35	22の4-2-2	24-621	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受ける場合）の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（国家公務員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課
86	35	22の4-2-2	24-704	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
87	35	22の4-2-2	24-705	老齢厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
88	35	22の4-2-2	24-706	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
89	35	22の4-2-2	24-707	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
90	35	22の4-2-2	24-708	障害厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
91	35	22の4-2-2	24-709	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
92	35	22の4-2-2	24-710	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
93	35	22の4-2-2	24-711	胎児が出生したことによる遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	遺族厚生年金の受給権発生当時胎児だった子が出生し、当該子に係る遺族厚生年金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
94	35	22の4-2-2	24-712	遺族厚生年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出（国家公務員共済組合連合会）	遺族厚生年金の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
95	35	22の4-2-2	24-713	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 10. 31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
96	35	22の4-3-2	24-783	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知 (地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会)	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局 公務員部福利課
97	35	22の4-3-2	24-784	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局 公務員部福利課
98	35	22の4-3-2	24-785	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局 公務員部福利課
99	35	22の4-1-2ロ	24-925	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知 (日本年金機構)	老齢厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局 事業管理課
100	35	22の4-1-2ロ	24-926	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局 事業管理課
101	35	22の4-1-2ロ	24-927	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	高年齢雇用継続給付支給決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局 事業管理課
102	35	22の4-4-2	24-928	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知 (日本私立学校振興・共済事業団)	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証、雇用保険受給資格者証又は高年齢継続給付支給決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
103	35	22の4-4-2	24-929	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
104	35	22の4-4-2	24-930	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	高年齢雇用継続給付支給決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
105	41	24の4- -	29-158	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	国家公務員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課
106	41	24の4- -	29-159	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	国家公務員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
107	40	24の3- 3	29-175	退職共済年金（経過の職域加算額）に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	退職共済年金（経過の職域加算額）の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
108	40	24の3- 3	29-176	退職共済年金（経過の職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
109	40	24の3- 3	29-177	障害共済年金（経過の職域加算額）に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	障害共済年金（経過の職域加算額）の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
110	40	24の3- 3	29-178	障害共済年金（経過の職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
111	40	24の3- 3	29-179	遺族共済年金（経過の職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過の職域加算額）の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
112	40	24の3- 3	29-180	遺族共済年金（経過の職域加算額）に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	遺族共済年金（経過の職域加算額）の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
113	40	24の3- 3	29-181	遺族共済年金（経過の職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
114	40	24の3- 3	29-182	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	退職共済年金（H27.9以前に受給権発生）の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
115	40	24の3- 3	29-183	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
116	40	24の3- 3	29-184	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	障害共済年金（H27.9以前に受給権発生）の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
117	40	24の3- 3	29-185	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
118	40	24の3- 3	29-186	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	遺族共済年金（H27.9以前に受給権発生）の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
119	40	24の3- 3	29-187	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
120	40	24の3- 3	29-188	死亡当時胎児だった子が出生したときの被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の裁定請求の特例に係る請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（H27.9以前に受給権発生）の受給権発生当時胎児だった子が出生し、遺合会に届けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
121	40	24の3- 3	29-189	退職年金の決定請求書の受理・審査・通知	退職年金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
122	40	24の3- 3	29-190	整理退職一時金の決定請求書の受理・審査・通知	整理退職一時金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
123	40	24の3- 3	29-191	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	遺族一時金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
124	40	24の3- 3	29-192	退職年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
125	40	24の3- 3	29-193	公務障害年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務障害年金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会（長期）	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
126	40	24の3- 3	29-194	公務障害年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付に死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会 (長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
127	40	24の3- 3	29-195	公務遺族年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務遺族年金の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会 (長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
128	40	24の3- 3	29-196	公務遺族年金受給権者の所在不明による支給停止の申請	公務遺族年金受給権者が所在不明となり、年金の支給停止を申請するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会 (長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
129	40	24の3- 3	29-197	公務遺族年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付に死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会 (長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
130	40	24の3- 3	29-198	退職等年金給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会 (長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
131	40	24の3- 3	29-199	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金（いずれも追加費用対象期間あり）の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会 (長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
132	40	24の3- 3	29-200	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	退職共済年金（追加費用対象期間あり）の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会 (長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
133	40	24の3- 3	29-201	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付に死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会 (長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
134	40	24の3- 3	29-202	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	障害共済年金（追加費用対象期間あり）の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会 (長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
135	40	24の3- 3	29-203	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付に死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会 (長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
136	40	24の3- 3	29-204	遺族共済年金（追加費用対象期間を有する者）に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	遺族共済年金（追加費用対象期間あり）の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会 (長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
137	40	24の3- 3	29-205	遺族共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	支払未済の保険給付に死亡者の遺族が受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会 (長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
138	40	24の3- 3	29-206	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給に関する審査	S34.1.1以前に受給権が発生した退職給付、障害給付及び遺族給付等の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合連合会 (長期)	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
139	50	26の4- 1	31-436	法定免除の非該当動奨	国民年金保険料の法定免除非該当届の動奨する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	都道府県知事等	厚生労働省年金局事業管理課
140	50	26の4- 2	31-444	第三号被保険者の資格取得の届出の認定	国民年金第三号被保険者資格を取得するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
141	50	26の4- 2	31-445	第三号被保険者の種別変更の届出の認定	国民年金被保険者種別を変更するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
142	50	26の4- 2	31-446	第三号被保険者の配偶者に係る届出の認定	第三号被保険者の配偶者の公的年金加入制度が変更されたときの手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
143	50	26の4- 2	31-447	第三号被保険者の資格取得の特例届出の認定	2年以上遡及して第三号被保険者に該当する場合に、特例により第三号被保険者資格を取得するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
144	50	26の4- 2	31-448	保険料免除等の申請の処分	国民年金保険料の免除等を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
145	50	26の4- 2	31-449	学生等の保険料納付の特例に係る処分	国民年金保険料の学生納付特例を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
146	50	26の4- 2	31-450	保険料納付の免除動奨	国民年金保険料の免除を動奨する手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
147	50	26の4- 2	31-451	特定事由に係る申出等の特例	特定事由に該当することにより国民年金保険料の納付又は免除の特例を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
148	50	26の4- 1	31-452	法定免除の該当動奨	国民年金保険料の法定免除該当届の動奨する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	都道府県知事等	厚生労働省年金局事業企画課・事業管理課
149	48	26の3- 22ハ	31-453	老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	老齢基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
150	48	26の3- 22ハ	31-454	老齢基礎年金の給付に係る払渡方法の変更の届出	老齢基礎年金の給付に係る払渡方法を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
151	48	26の3- 22ハ	31-455	老齢基礎年金受給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	老齢基礎年金受給権者に係る未支給年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課

【試行運用】 情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

[illegible]

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
178	48	26の3- 2ハ	31-486	旧国民年金法による準母子年金の未支給国民年金の請求の受理・審査・通知	旧国民年金法による準母子年金の未支給国民年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
179	48	26の3- 2ハ	31-487	旧国民年金法による遺児年金の給付に係る払渡方法の変更の届出	旧国民年金法による障害年金の給付に係る払渡方法を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
180	48	26の3- 2ハ	31-488	旧国民年金法による遺児年金の未支給国民年金の請求の受理・審査・通知	旧国民年金法による遺児年金の未支給国民年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
181	48	26の3- 2ハ	31-489	旧国民年金法による寡婦年金の給付に係る払渡方法の変更の届出	旧国民年金法による障害年金の給付に係る払渡方法を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
182	48	26の3- 2ハ	31-490	旧国民年金法による寡婦年金の未支給国民年金の請求の受理・審査・通知	旧国民年金法による寡婦年金の未支給国民年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
183	60	31の4- 2	39-328	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局公務員部福利課
184	60	31の4- 2	39-329	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢年齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による高齢年齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局公務員部福利課
185	84	43の3- 3	60-67	旧給員保険法による老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧給員保険法による老齢年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
186	84	43の3- 3	60-68	旧給員保険法による老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	旧給員保険法による老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
187	84	43の3- 3	60-69	旧給員保険法による通算老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧給員保険法による老齢年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
188	84	43の3- 3	60-70	旧給員保険法による通算老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	旧給員保険法による通算老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
189	84	43の3- 3	60-71	旧給員保険法による障害年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	旧給員保険法による障害年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
190	84	43の3- 3	60-72	旧給員保険法による遺族年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧給員保険法による遺族年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
191	84	43の3- 3	60-73	旧給員保険法による遺族年金の支給を受けるべき先順位者の裁定請求書の受理・審査・通知	旧給員保険法による遺族年金の給付を先順位者が日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
192	84	43の3- 3	60-74	旧給員保険法による遺族年金の支給を受けるべき後順位者の裁定請求書の受理・審査・通知	旧給員保険法による遺族年金の給付を後順位者が日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
193	84	43の3- 3	60-75	旧給員保険法による遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	旧給員保険法による遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
194	84	43の3- 3	60-76	旧給員保険法による通算遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	旧給員保険法による通算遺族年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更のための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
195	84	43の3- 3	60-77	旧給員保険法による年金受給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	旧給員保険法による年金受給権者に係る未支給年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
196	84	43の3- 3	60-78	旧給員保険法による特例老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧給員保険法による特例老齢年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
197	84	43の3- 3	60-79	旧給員保険法による特例老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更の届出	旧給員保険法による特例老齢年金の給付に係る払渡希望金融機関等の変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
198	91	44の5- 3	66-74	旧適用法人共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧適用法人共済組合員期間を有する者が退職共済年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
199	91	44の5- 3	66-75	旧適用法人共済組合員期間を有する者からの遺族共済年金の転給の申請	旧適用法人共済組合員期間を有する者が遺族共済年金の転給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
200	91	44の5- 3	66-76	旧適用法人共済組合員期間を有する者からの退職年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧適用法人共済組合員期間を有する者が退職年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
201	91	44の5-3	66-77	旧適用法人共済組合員期間を有する者からの遺族年金の転給の申請書の受理・審査・通知	旧適用法人共済組合員期間を有する者が遺族年金の転給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
202	91	44の5-3	66-78	旧適用法人共済組合員期間を有する者からの通算遺族年金の転給の申請書の受理・審査・通知	旧適用法人共済組合員期間を有する者が通算遺族年金の転給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
203	91	44の5-3	66-79	各共済年金受給権者の死亡による支払未済の給付の請求書の受理・審査・通知	各共済年金受給権者の死亡による支払未済の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
204	91	44の5-3	66-80	払渡希望金融機関等の変更の届出	払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
205	91	44の5-3	66-81	各共済年金受給権者に係る受給代表者の変更の申請書の受理・審査・通知	各共済年金受給権者に係る受給代表者を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
206	92	45-4	67-8	旧適用法人共済組合（J R、J T、N T T）に係る給付を行う際の口座情報の確認	特例年金給付の請求、支払未済給付の請求及び給付の受取口座を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する 存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
207	101	49の2-3	74-66	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
208	101	49の2-3	74-67	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの減額退職年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
209	101	49の2-3	74-68	遺族共済年金受給権に係る転給の申請書の受理・審査・通知	遺族共済年金受給権に係る転給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
210	101	49の2-3	74-69	遺族年金受給権に係る転給の申請書の受理・審査・通知	遺族共済年金受給権に係る転給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
211	101	49の2-3	74-70	通算遺族年金受給権に係る転給の申請書の受理・審査・通知	通算遺族年金受給権に係る転給を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
212	101	49の2-3	74-71	各共済年金受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	各共済年金受給権者に係る支払未済の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
213	101	49の2-3	74-72	払渡希望金融機関等の変更の届出	払渡希望金融機関等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
214	106	53-1ヌ	81-5	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	独立行政法人日本学生支援機構	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	文部科学省高等教育局学生・留学生課
215	106	53-1ヲ	81-29	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	独立行政法人日本学生支援機構	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	文部科学省高等教育局学生・留学生課
216	107	54-1ニ	83-32	特別障害給付金の認定の請求書の受理・審査・通知	特別障害給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
217	107	54-6	83-33	特別障害給付金の払渡方法等の変更の届出	特別障害給付金の払渡方法等の変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
218	107	54-2ロ	83-34	特別障害給付金受給権者に係る未払の特別障害給付金の請求書の受理・審査・通知	特別障害給付金受給権者に係る未払の特別障害給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
219	111	56-2	87-2	時効特例給付の請求書の受理・審査・通知	時効特例給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
220	112	57-2	90-4	保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求書の受理・審査・通知	保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
221	112	57-2	90-5	既支払者が施行日前に死亡した場合等の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求書の受理・審査・通知	既支払者が施行日前に死亡した場合等の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
222	112	57-2	90-6	既支払者が保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求後に死亡した場合の未支給の特別加算金の受理・審査・通知	既支払者が施行日前に死亡した場合等の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課
223	117	59の2の3-3	95-11	老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	老齢年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局事業管理課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4.10.31時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
224	117	59の2の3- -3	95-12	老齢年金生活者支援給付金の払渡方法等の変更の届出	老齢年金生活者支援給付金の払渡方法等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
225	117	59の2の3- -3	95-13	未支払の老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の老齢年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
226	117	59の2の3- -3	95-14	補足的老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	補足的老齢年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
227	117	59の2の3- -3	95-15	補足的老齢年金生活者支援給付金の払渡方法等の変更の届出	補足的老齢年金生活者支援給付金の払渡方法等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
228	117	59の2の3- -3	95-16	未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
229	117	59の2の3- -3	95-17	障害年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
230	117	59の2の3- -3	95-18	障害年金生活者支援給付金の払渡方法等の変更の届出	未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の払渡方法等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
231	117	59の2の3- -3	95-19	未支払の障害年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の障害年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
232	117	59の2の3- -3	95-20	遺族年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	遺族年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
233	117	59の2の3- -3	95-21	遺族年金生活者支援給付金の払渡方法等の変更の届出	遺族年金生活者支援給付金の払渡方法等を変更するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課
234	117	59の2の3- -3	95-22	未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	遺族年金生活者支援給付金の給付を日本年金機構から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	内閣総理大臣	厚生労働省年金局 事業管理課